

# 退職給付会計の見直しに関する論点の整理

平成 21 年 1 月 22 日

企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
背 景	2
論点整理を行う範囲	6
論 点	11
【論点 1】退職給付債務及び勤務費用の会計処理	11
〔論点 1-1〕予測単位積増方式による測定方法等の見直し	12
〔論点 1-2〕退職給付債務及び勤務費用の測定方法	17
〔論点 1-3〕小規模企業等における簡便法の容認	30
【論点 2】年金資産及び期待運用収益の会計処理	34
〔論点 2-1〕期待運用収益の取扱い	35
〔論点 2-2〕退職給付信託の取扱い	43
【論点 3】貸借対照表で計上する退職給付に係る負債	54
〔論点 3-1〕年金資産と退職給付債務の総額表示	55
〔論点 3-2〕制度の積立状況の貸借対照表での計上	64
【論点 4】数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理	73
〔論点 4-1〕数理計算上の差異の会計処理	75
〔論点 4-2〕重要性基準と回廊アプローチ	85
〔論点 4-3〕過去勤務債務の会計処理	93
【論点 5】損益計算書における退職給付費用に係る表示	99
【論点 6】退職給付（給付建制度）に係る開示	110
【論点 7】清算と縮小の会計処理と表示	118
【論点 8】キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示	128
【論点 9】複数事業主制度の会計処理と開示	137
【論点 10】その他の退職後給付	145

(参考) 退職給付に係る国際的な会計基準の動向 . . . . . 150

## 設 例

[設例 1] 数理計算上の差異に係る会計処理の比較 (我が国の会計基準、米国会計基準、IAS 第 19 号第 93D 項)

[設例 2] 我が国の会計基準における数理計算上の差異の費用処理の方法と、回廊アプローチ等との比較 (例示)

## 目 的

1. 本論点整理は、平成 23 年を目途として、退職給付に関する会計基準等を見直すにあたり、国際的な議論の動向やこれまでの我が国での議論の経緯も踏まえた上で、退職給付会計に関する論点を幅広く示し、どのような論点について、どのように見直しを進めるかの議論の整理を図ることを目的としている。当委員会では、本論点整理に寄せられる意見も参考に、今後、退職給付に関する会計基準等の見直しについて検討を続けていく予定である。

## 背 景

2. 当委員会と国際会計基準審議会（IASB）は、平成 19 年 8 月に「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）を公表した。当委員会では、この東京合意を踏まえたプロジェクト計画表を平成 20 年 9 月に更新し、退職給付に関する会計基準等の見直しについては、国際的な見直しの議論と歩調を合わせて中長期的に取り組むこととしている。
3. IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）は、それぞれの退職給付<sup>1</sup>に関する会計基準を見直すプロジェクトを進めており、IASB は、平成 20 年（2008 年）3 月にディスカッション・ペーパー「IAS 第 19 号『従業員給付』の改訂に係る予備的見解」（以下「IASB の DP」という。）を公表している。IASB は、平成 20 年（2008 年）9 月に更新された IASB と FASB との間の覚書（MoU）において、IASB の DP へのコメントも踏まえ、平成 21 年（2009 年）後半に退職給付に関する会計基準の公開草案を公表することとしている<sup>2</sup>（退職給付に係る国際的な会計基準の動向については、第 150 項から第 160 項参照）。
4. 東京合意においては、退職給付に関する会計基準を含め、将来的に IASB で開発される予定の会計基準が適用<sup>3</sup>となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、その検討の段階から緊密に作業を行うことを表明している。このため、当委員会では、この IASB での見直しの議論について意見発信を行っていく方針である。こうした意見発信や我が国での今後の検討にあたっては、退職給付会計に関する論点をどのように考え、会計基準のコンバージェンスをどのように図るかという観点からの論点の整理が必要と考えられる。特に、

---

<sup>1</sup> 我が国の会計基準での「退職給付」に相当する用語として、国際的な会計基準では一般に「退職後給付（postretirement benefit/post-employment benefit）」を使用しているが、本論点整理では特に断りのない限り「退職給付」と表記する。

<sup>2</sup> 当該 MoU では、退職給付に関する FASB の今後の見込みについては触れられていない。

<sup>3</sup> より具体的には、平成 23 年（2011 年）6 月 30 日後に適用となる新たな基準を開発する現在の IASB の主要なプロジェクトにおける差異に係る項目を指している。

退職給付については国や地域ごとに制度や慣習が異なり、例えば、受給権のあり方が異なるといわれている点<sup>4</sup>など、我が国に特有の事情もあり得るため、このような整理を早急に行うことは重要であると考えられる。

また、こうした国際的な議論と歩調を合わせて検討する項目と同時に検討することが適当と考えられる項目（第 8 項及び第 9 項参照）についても、今後の退職給付に関する会計基準等の全体的な見直しの進め方における論点として整理することが必要と考えられる。

5. 当委員会では、以上のような観点から、現段階で退職給付会計に関する論点を幅広く取り上げた論点整理を公表し、平成 23 年を目途とする今回の取組みの中で、退職給付に関する会計基準等をどのように見直していくかについての検討に資するよう、広く意見を求めることとした。

## 論点整理を行う範囲

### 我が国の退職給付に関する会計基準等

6. 我が国の退職給付に関する会計基準等としては、平成 10 年 6 月に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「退職給付意見書」という。）及び「退職給付に係る会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）並びに平成 11 年 9 月（最終改正 平成 19 年 6 月）に公表された日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（以下「退職給付実務指針」という。）がある。
7. また、これらの公表後、退職給付を巡る諸制度等の変更などに対応するために、当委員会から、次の会計基準等が公表されている。

公表時期	表 題
平成 14 年 1 月	企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（以下「適用指針第 1 号」という。）
平成 14 年 3 月 (平成 19 年 2 月改正)	実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」
平成 17 年 3 月	企業会計基準第 3 号『「退職給付に係る会計基準」の一部改正』（以下「企業会計基準第 3 号」という。）

<sup>4</sup> 我が国では、経営状況の悪化などの理由があり、労使の交渉等で一定の手続を経た場合、退職金や年金の給付減額や給付率の引き下げを行うことが可能である。一方、欧米などの諸外国では受給権のあり方は様々であり、例えば、米国では従業員退職所得保障法（ERISA）により、一定の勤続年数などの条件を満たせば、過去の勤務期間に係る年金は保護され減額できない。

公表時期	表 題
	企業会計基準適用指針第7号『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針
平成18年10月	実務対応報告第22号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第22号」という。）
平成19年5月	企業会計基準第14号『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その2）（以下「企業会計基準第14号」という。）
平成20年7月	企業会計基準第19号『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）（以下「企業会計基準第19号」という。）

なお、本論点整理においては特に断りがない限り、給付建制度を前提としている<sup>5</sup>。

### 本論点整理で取り上げる論点

8. 本論点整理で取り上げる論点としては、国際的な議論と歩調を合わせて検討する項目として、IASBのDPで取り上げている論点のほか、IASB及びFASBがこれまでの検討の中で取り上げた項目についても広く対象としている。また、我が国の退職給付に関する会計基準等と国際的な会計基準の間にはいくつかの点で異なる可能性のある取扱いもあるため、これらについても論点として示している。
9. このほか、企業会計基準第3号、企業会計基準第14号、企業会計基準第19号及び実務対応報告第22号などの退職給付会計の一部を改正する審議において、重要性基準の取扱いなども見直すべきではないかとする意見があった。しかし、緊急性が高くないと考えられたことや、これらの改正の中では退職給付会計の大幅な変更を行えなかったことなどから、検討を見送った項目がある。本論点整理では、こうした項目のうち主なものについても論点として示している。
10. しかしながら、退職給付会計に関する論点は非常に広範にわたっており、今回の検討においてもすべてを取り扱うことは容易ではないと考えられる。特に、国際的な議論の中においても、あまりにも抜本的な見直しにつながるために後回しにする見込みが高いと考えられる論点については、今回の中長期的な取組みの中で必ずしも優先順位が高くないと考えられる。したがって、本論点整理では、国際的な議論の動向に触れる中で、そうした旨を示している。

<sup>5</sup> 我が国の会計基準での「確定給付」及び「確定拠出」という用語は、国際的な会計基準における「defined benefit」及び「defined contribution」に相当するが、それぞれ「給付建」及び「拠出建」という訳語の方が論点の説明には適当と考えられるため、本論点整理では特に断りのない限り、我が国の「確定給付」及び「確定拠出」についても「給付建」及び「拠出建」と表記する。

## 論 点

### 【論点 1】退職給付債務及び勤務費用の会計処理

11. 退職給付債務及び勤務費用の測定方法等については、これらの抜本的な見直しが必要であるとする考え方を〔論点 1-1〕で取り上げる。また、抜本的な見直しをせず、従来の測定方法等に従った場合の論点を〔論点 1-2〕で、測定方法に関する簡便法の取扱いを〔論点 1-3〕として取り上げる。

#### 【論点 1-1】予測単位積増方式による測定方法等の見直し

##### 検討事項

12. 退職給付債務及び勤務費用の計算方法については、IASB や FASB での議論の中で、現行基準である国際会計基準（IAS）第 19 号「従業員給付」（以下「IAS 第 19 号」という。）や米国財務会計基準書（SFAS）第 87 号「事業主の年金会計」（以下「SFAS 第 87 号」という。）の中で採用されている、予測単位積増方式による測定方法や、給付算定式に従う認識方法を見直すべきではないかという考え方が論点とされている。

なお、IASB や FASB での議論の中では、キャッシュ・バランス・プラン等の一部の退職給付制度についても、従来の退職給付債務及び勤務費用の測定方法によれば不適当な結果を招く場合があるという指摘もあるが、この論点については、【論点 8】で扱っている（第 128 項参照）。

#### 現行の測定方法等の見直しに係る国際的な議論の動向

13. 我が国の会計基準と国際的な会計基準のいずれにおいても、発生給付評価方式（その一種である予測単位積増方式）により<sup>6</sup>、退職給付債務及び勤務費用が測定されている。

こうした現行の取扱いに基づく退職給付債務の測定については、近年、国際的な議論の中で問題提起がされている。米国では、従来から退職給付債務の測定に将来の昇給を反映させるべきではないという意見があり、FASB が平成 18 年（2006 年）に公表した SFAS 第 158 号「給付建年金及び他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理」（以下「SFAS 第 158 号」という。）の公開草案に対しても、予測単位積増方式に基づく退職給付債務<sup>7</sup>は将来の昇給を反映するた

<sup>6</sup> 我が国の会計基準では、発生給付評価方式を採用しているという明示的な定めはないが、退職給付意見書四 2、退職給付会計基準二 2、退職給付実務指針第 2 項の定めなどから、発生給付評価方式と同様の方式を採用していると解釈される。

<sup>7</sup> 米国会計基準では、年金債務は、その算定に含まれる対象者の範囲及び算定の基礎となる給与の水準によって 3 つの分類があるとされる。確定給付債務（Vested benefit obligation: VBO）は受給権が付与された年金債務であり、累積給付債務（Accumulated benefit obligation: ABO）は受給権が付与

め現在債務に当たらず、FASB 概念書第 6 号「財務諸表の構成要素」における負債の定義を満たさないのではないかというコメントが寄せられている。このため、FASB は SFAS 第 158 号を公表した際に、今後のフェーズにおいてこうした退職給付債務の測定方法に関する問題に取り組む方針であることを表明していた。

14. また、IASB の DP の中でも、給付算定式に基づいて債務を認識する結果（第 20 項参照）、権利が未確定の給付を負債として認識すること及び、将来の昇給を含む予測単位積増方式に基づいて退職給付債務を測定することが、他の会計基準と整合しないという点を問題点として挙げており（第 158 項(1)及び(2)参照）、FASB と共同で検討を行う次のフェーズ 2 において、権利が未確定の給付を負債として認識することの是非の検討や、予測単位積増方式に基づく退職給付債務の代わりに、累積給付債務（ABO）<sup>8</sup>や公正価値、清算価値などを用いる方法の検討など、退職給付債務の認識・測定方法の見直しを行う予定としていた。
15. しかしながら、その後、この共同プロジェクトについては一旦、延期される公算が大きくなっている（第 158 項から第 160 項参照）。

### 今後の議論の方向性

16. この論点は、後述する〔論点 4-3〕の過去勤務債務の論点（第 97 項参照）や【論点 8】のキャッシュ・バランス・プランの論点（第 128 項参照）など、多くの他の論点と関連するものであるが、抜本的な見直しにつながるものであるため、国際的な議論の中でも平成 23 年（2011 年）頃までに本格的な検討はなされないことが予想される。したがって、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この論点について議論を行うことを妨げるものではないが、国際的な議論と歩調を合わせて検討することが効率的であると考えられる。

### 〔論点 1-2〕退職給付債務及び勤務費用の測定方法

#### 検討事項

17. 〔論点 1-1〕のとおり、国際的な会計基準においても、従来の予測単位積増方式に基づく退職給付債務の測定方法が当面は継続されるものと考えられる。現行の取扱いである予測単位積増方式に基づく退職給付債務の測定は、退職給付見込額の見積り（予定昇給率、退職率や死亡率等の基礎率の見積りなどを含む）、退職給付見込額のうち期末までに発生していると認

---

されていない部分も含むものである。これらに対して予測給付債務（Projected benefit obligation: PBO）は、さらに将来の昇給を反映させたものであり、一般的に、予測単位積増方式に基づく退職給付債務に対応すると考えられている。

IAS 第 19 号（及び我が国の会計基準）においては「予測給付債務」という用語は用いられていないため、本論点整理においては便宜上、予測給付債務についても、特に断りのない限り「予測単位積増方式に基づく退職給付債務」として記述している。

<sup>8</sup> 脚注 7 参照。

められる額の計算、退職給付債務の計算（割引率を用いた割引計算）といった過程を経てなされる。我が国の会計基準の取扱いを国際的な会計基準と比べると、発生給付評価方式が用いられるなど概ね同様の取扱いが採用されているものの、次の点で取扱いを異にする部分がある。

- (1) 退職給付見込額の期間帰属の方法（退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額の計算）（第 19 項参照）
- (2) 予定昇給率（第 22 項参照）
- (3) 割引率の設定方法（第 25 項参照）

18. このような点については、これまでの我が国の会計基準及び国際的な会計基準のそれぞれの考え方を確認するとともに、国際的に議論されている退職給付に係る論点の検討とは別に、どのようにコンバージェンスを図るかの検討が必要ではないかという意見がある。

#### **退職給付見込額の期間帰属の方法**

19. 我が国の会計基準では、退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額の計算方法（退職給付見込額の期間帰属の方法）として、原則として期間定額基準を採用することとされている。ただし、給与基準、支給倍率基準、ポイント基準についても、これらの方法によって各期に帰属する退職給付見込額が労働の対価を合理的に反映していると認められる場合には、これらを採用することが認められている（退職給付実務指針第 2 項(2)）。

このように期間定額基準が原則的な方法とされた理由としては、労働の対価として退職給付の発生額を見積る観点からは、勤務期間を基準とする方法が合理的で簡便な方法と考えられたためとされており（退職給付意見書四 2(2)）、また、我が国では長期勤続者を相対的に優遇するように設定され、労働の対価性よりも報償的側面を反映した支給倍率を有するような制度が多かった点を考慮した結果であるともいわれている。

20. 一方、国際的な会計基準では、原則として退職給付見込額を制度の給付算定式<sup>9</sup>に基づいて各期に帰属させなければならないとされている。ただし、国際財務報告基準では、IAS 第 19 号において、勤続年数の後半に著しく高水準の給付を生じさせるような場合には、昇給の影響を除き、従業員の勤務がそれ以上の重要な給付を発生させなくなる日まで、退職給付見込額を均等に各期に帰属すること（定額法）とされている。また、米国会計基準でも、SFAS 第 87 号において、同様の定めが置かれている。

このような取扱いとされた理由としては、退職給付費用及び退職給付債務がどのように生じるかについては、給付を定める制度の規約などから最も関連して信頼できる情報を得られ

---

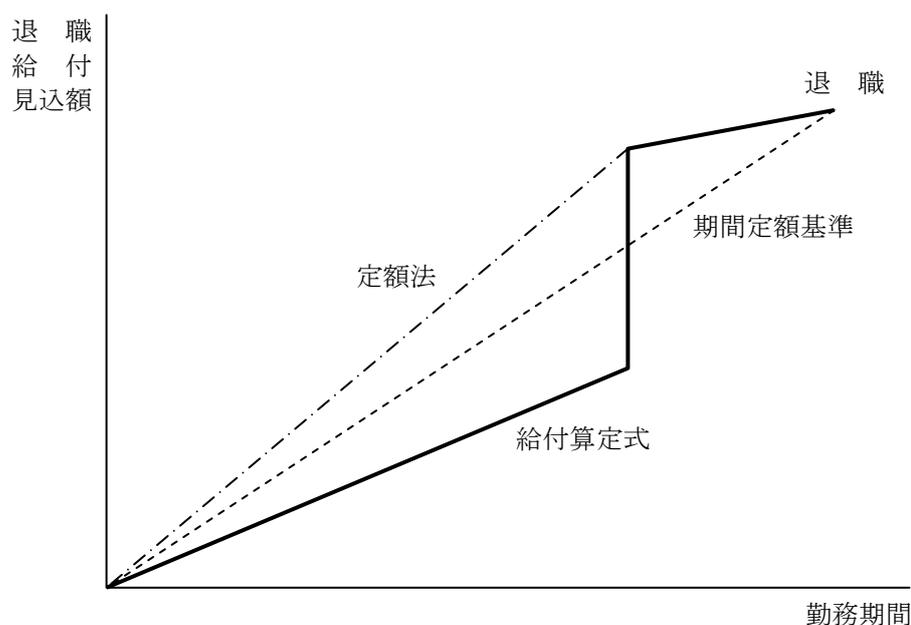
<sup>9</sup> 給付算定式とは、制度の規約などで給付額を具体的に規定するものであり、例えば、最終給与や平均給与などの給与要素に勤続年数や支給倍率などの一定率を乗じるものがある。

ると考えたため、給付算定式に基づく方法が原則であるが、勤続年数の後半に著しく高水準の給付を生じさせるような場合には、その期間を通じた勤務によって、そうした高い水準の給付を最終的に生じさせると考えられたためである。

21. 我が国の会計基準と国際的な会計基準を比較した場合、我が国の取扱いにおける期間定額基準と国際的な会計基準における定額法は、退職給付見込額を定額で各期に帰属させる点で類似しているが、帰属させる期間に対する考え方が異なっている。すなわち、期間定額基準は、退職給付見込額を全勤務期間で除した額を各期に帰属させる方法であるのに対して、国際的な会計基準における定額法は勤続年数の後半に著しく高水準の給付を生じさせる期間についてのみ、退職給付見込額を均等に各期に帰属させるという相違がある（〔図表 1〕参照）。

また、我が国の支給倍率基準やポイント基準は、給付算定式に基づく期間帰属の方法に類似しているものの、同一になるとは限らないと考えられる。

〔図表 1〕 期間定額基準と国際的な会計基準における定額法の比較イメージ



### 予定昇給率

22. 退職給付会計基準では、退職給付見込額の見積りにおいて合理的に見込まれる退職給付の変動要因には確実に見込まれる昇給等が含まれるものとしてされている（退職給付会計基準注解(注3)）。また、将来における給与水準の変動（以下「ベースアップ」という。）は、確実にかつ合理的に推定できる場合以外は、予定昇給率の算定には含めないとされている（退職給付実務指針第 16 項）。これによれば、原則としてベースアップを除いた定期昇給だけが退

職給付債務及び勤務費用の計算に含まれることが多いものと考えられる。

23. 一方、国際的な会計基準ではこのような定めはなく、将来の昇給の見積りには一般物価水準やインフレーションを含めた関連する要素を考慮するとされており、ベースアップも含めて広く捉えられていると考えられている。
24. なお、退職給付債務の算定に昇給の影響を考慮することについては、現在国際的な議論の中でも見直しの必要性が指摘されているが、これは一旦、延期される公算が大きくなっている（〔論点 1-1〕参照）。

### 割引率の設定方法

25. 退職給付会計基準では、割引率の設定方法について、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定しなければならないとされ（退職給付会計基準二 2(4)）、この場合の「長期」とは、退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とし、この期間には、企業年金制度がある場合には平均年金支給期間も加味するとされており（退職給付実務指針第 11 項）、一般的には制度ごとに単一の割引率が用いられていると考えられる<sup>10</sup>。
26. 一方、国際的な会計基準では割引率の期間の設定について債券の市場利回りを参照する場合、給付の支払いの見積時期を反映させることとされており、給付ごとにこの時期を反映した期間に応じた割引率を使うことが想定されている。ただし、このような取扱いは実務上負担が大きいため、制度ごとに給付の支払いの見積時期及びその金額等を考慮した単一（又は複数）の加重平均割引率を用いることができるとされている。
27. 我が国の会計基準における取扱いを国際的な会計基準の取扱いと比べた場合、割引率の設定にあたって給付ごとの支払いの見積時期や給付金額を考慮していない点で相違があるという意見がある。

### 今後の議論の方向性

28. ここで挙げた退職給付見込額の期間帰属の方法、予定昇給率及び割引率の設定方法という退職給付債務及び勤務費用の測定方法に係る取扱いについては、国際的な会計基準の考え方を確認し、見直しの必要性を検討することが考えられる。
29. 特に、退職給付見込額の期間帰属の方法については、近年、長期勤続者を相対的に優遇する制度が減少し、職能や成果を重視する制度が増加したことにより、期間定額基準を原則的な方法として採用した時とは、状況が変化してきているのではないかという見方や、【論点 7】

---

<sup>10</sup> 実務上は、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできるとされており（退職給付実務指針第 11 項）、必要な情報の入手のしやすさなどから、この方法を採用している場合が多いと考えられる。

の清算と縮小の論点（第 125 項及び第 126 項参照）や【論点 8】のキャッシュ・バランス・プランの論点（第 136 項参照）などとの関連を考慮すれば、退職給付会計全体の中での整合性のとれた見直しが必要ではないかとする見方もある。こうした点を踏まえると、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この論点について取り上げることが考えられる。

### **【論点 1-3】 小規模企業等における簡便法の容認**

#### **検討事項**

30. 小規模企業等で認められている簡便法については、国際的な会計基準も参考に、取扱いを見直すべきではないかという見方がある。

#### **我が国の会計基準の取扱い**

31. 我が国の会計基準では、小規模企業等においては数理計算に基づいた退職給付債務ではなく、期末自己都合要支給額や年金財政計算上の責任準備金などを利用した簡便法によって計算された退職給付債務を用いて、退職給付引当金及び退職給付費用を計上することができる<sup>11</sup>（退職給付実務指針第 34 項から第 41 項）。これは、従業員数が比較的少ない小規模な企業などにあつては、合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難である場合などが考慮されたためである（退職給付意見書四 5、退職給付実務指針第 62 項）。

#### **国際的な会計基準の取扱い**

32. 国際的な会計基準では、数理計算に基づいた計算結果の近似値になるとは限らないこのような簡便法を定めたものではなく<sup>12</sup>、小規模企業等であっても、原則として数理計算に基づいた退職給付債務を算定することが求められている<sup>13</sup>。

#### **今後の議論の方向性**

33. こうした点を踏まえると、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この相違点を取り上げる必要があるか、国際的な会計基準も参考に、取扱いを引き続き検討することも考えられる。なお、仮に簡便法を廃止した場合であっても、重要性の原則が適用される結

---

<sup>11</sup> 簡便法によった場合、年金資産の評価方法についても一定の簡便的な取扱いが認められる。

<sup>12</sup> 国際的な会計基準では、見積り、平均及び簡便な計算により、詳細な計算結果の近似値を求める方法が認められている。

<sup>13</sup> また、IASB は現在、プライベート企業（一般への説明責任（パブリック・アカウンタビリティ）を負わない一定の企業であり、例えば上場企業は対象から除かれる。また、50 人程度の従業員を有する企業を念頭に置いている。）向けの会計基準の検討を進めており、2007 年 2 月に公表された公開草案「中小企業向け国際財務報告基準」では、こうした企業にも数理計算に基づいた退職給付債務及び勤務費用の算定を求めている。IASB は現在、公開草案に対するコメントを踏まえて再審議を進めている。

果、例えば、重要性が乏しい連結子会社に数理計算に基づく退職給付債務の計算が求められない場合もあり得ると考えられる。

## 【論点 2】年金資産及び期待運用収益の会計処理

34. 年金資産及びこれに基づいて算定される期待運用収益の会計処理については、[論点 2-1] で期待運用収益の廃止を含めた論点を、[論点 2-2] で年金資産とされる退職給付信託の範囲などに関する論点を取り上げる。

### 【論点 2-1】期待運用収益の取扱い

#### 検討事項

35. 期待運用収益について、IASB の DP では廃止することが提案されている。また、この議論とは別に、我が国における現行の期待運用収益率の設定方法の考え方は、国際的な会計基準と同じであるか、特に、運用面においても同じであるか疑問とする指摘がある。

#### 我が国の会計基準における取扱い

36. 我が国において、期待運用収益相当額は、期首の年金資産の額について、期待運用収益率を乗じて計算することとされている（退職給付会計基準三 2(3)）。この期待運用収益率については、各年度において、期首の年金資産額について合理的に期待される収益額の当該年金資産額に対する比率をいい、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して算定するとされている（退職給付実務指針第 12 項）。また、期待運用収益率は、前年度における運用収益の実績等に基づいて再検討することが求められている<sup>14</sup>（退職給付実務指針第 19 項）。

#### 国際的な会計基準における取扱い

37. 米国会計基準では、SFAS 第 87 号において、期待運用収益率は「長期期待運用収益率」とされ、退職給付債務に含まれている給付に備えるために投資されたか、又は投資される予定の

---

<sup>14</sup> 日本アクチュアリー会・日本年金数理人会が公表している「退職給付会計に係る実務基準」（最終改定 平成 20 年 12 月）では、期待運用収益率は、期首の年金資産に対して見込むことのできるその年度の運用収益率であり、基本的にはその年度の年金資産のアセットミックスや運用方針に基づいて、当該年度の期待運用収益率を算定することになる、とされている。また、一般には、短期間の運用収益率を予測することは長期間の平均的なものを予測することよりも困難であると考えられているため、期待運用収益率としては、合理的な根拠に基づく市場や経済環境の予測等を基礎にした長期的なものをを用いることができるものとするとしている（同基準第 2 節 2.3）。

資金（既存の資産の収益の再投資）に期待される平均収益を反映することとされている<sup>15</sup>。また、退職給付債務が清算され得る利率、すなわち割引率よりも相当に低い長期期待運用収益率は、清算の方が経済的に優位であることを示唆するとされており、このことは、通常は長期期待運用収益率が割引率を下回ることはないものとして考えられているとも理解される。

38. 国際財務報告基準では、IAS 第 19 号において、期待運用収益は、期首時点における、関連する債務の期間全体にわたる収益に関する市場の予想に基礎を置く、とされている。

### IASB の DP で提案されている期待運用収益の廃止

39. IASB の DP では、期待運用収益の取扱いを廃止し、期待運用収益と年金資産<sup>16</sup>に係る数理計算上の差異<sup>17</sup>を区別することなく、年金資産の実際運用収益の全額を、即時に損益計算書又はその他の包括利益で認識すること（すなわち、数理計算上の差異について、その発生した年度において即時に認識すること。[論点 4-1] 参照）が提案されている。IASB の DP ではこの理由として、期待運用収益率の設定に内在する主観性により、恣意的にその率を選択する機会を企業に与える点を挙げている。

40. なお、IASB の DP は期待運用収益を廃止するという見解を採りながらも、[論点 4-1] で示す数理計算上の差異に係る会計処理の代替案のうち、アプローチ 3 による場合には、年金資産からの一定の利息収益を損益計算書で認識することとしており（第 82 項(3)参照）、この利息収益の認識方法について、従来の期待運用収益による方法を含めた次の 3 つの方法を示している。

- (1) 従来の期待運用収益の方法を使用する。
- (2) 株式については受領した配当を、債券については稼得された利息を使用する（市場参加者の要求利回りを使用する。）。
- (3) 期末日における優良社債の市場利回りを使用する。

### 今後の議論の方向性

41. IASB の DP において示されている期待運用収益の廃止については、[論点 4-1] の数理計算

---

<sup>15</sup> SFAS 第 87 号は、期待運用収益の算定にあたり、年金資産の評価額とは関係なく、年金資産の市場連動価値、すなわち年金資産の公正価値又はその変動を、5 年を超えない期間にわたって系統的かつ合理的な方法で認識するよう計算された価値（例えば、5 年移動平均）を使用し、これに長期期待運用収益率を乗じることができるとする定めを置いている。我が国の会計基準及び国際財務報告基準には、このような定めはない。

<sup>16</sup> 我が国の会計基準での「年金資産」に相当する用語として、国際的な会計基準では一般に「制度資産 (plan asset)」を使用しているが、本論点整理では特に断りのない限り「年金資産」と表記する。

<sup>17</sup> 我が国の会計基準での「数理計算上の差異」に相当する用語として、国際的な会計基準では一般に「保険数理差損益 (actuarial gain or loss)」を使用しているが、本論点整理では特に断りのない限り「数理計算上の差異」と表記する。

上の差異の取扱いの論点と併せて検討することが考えられる。

42. 一方で、期待運用収益の廃止を前提としない場合又は第 40 項(1)で述べたような方法で期待運用収益が存続することを前提とする場合には、期待運用収益率は長期間に対しての運用収益率として設定することを明示することなど、国際的な会計基準の考え方を確認しながら、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、我が国の期待運用収益率の考え方についての整理をする必要があるか、引き続き検討することも考えられる。

## **【論点 2-2】 退職給付信託の取扱い**

### **検討事項**

43. 退職給付目的の信託（以下「退職給付信託」という。）は、退職給付会計基準が導入された際に、同基準適用前の退職給与引当金等と同基準による未積立退職給付債務の差額（会計基準変更時差異）を速やかに費用処理することにより、従業員への退職給付について十分な支払準備を行うことを目的とするものであり（退職給付実務指針第 47 項）、株式などを拠出することで年金資産とするものである。こうした退職給付信託については、退職給付会計基準の導入時点で必要とされた上記の政策的な役割について、現状に即した見直しが必要になったのではないかという指摘や、年金資産として認められる退職給付信託の範囲について見直しが必要ではないかという見方がある。

### **我が国の会計基準における取扱い**

44. 我が国の会計基準では、年金資産とは、企業年金制度に基づき退職給付に充てるため積み立てられている資産をいうとされ（退職給付会計基準一 2）、特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規程等）に基づき、退職給付以外に使用できないことなどの 4 つの要件すべてを満たした特定の資産を、年金資産とみなすとしている（退職給付実務指針第 6 項）。
45. 退職給付信託が年金資産に該当するためには、具体的に次の要件をすべて満たす必要がある（退職給付実務指針第 7 項）。
- (1) 当該信託が退職給付に充てられるものであることが退職金規程等により確認できると
  - (2) 当該信託は信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託であること
  - (3) 当該信託は事業主から法的に分離されており、信託財産の事業主への返還及び受益者に対する詐害行為が禁止されていること
  - (4) 信託財産の管理・運用・処分については、受託者が信託契約に基づいて行うこと
46. 退職給付信託が年金資産に該当するとされた場合には、信託される資産が事業主から拠出

されたと同様の会計処理を行うこととされ、当該資産の時価と簿価の差額は退職給付信託設定損益となる（退職給付実務指針第 46 項、第 50 項及び設例 7(2)）。なお、適用初年度の期首日に信託へみなし拠出された資産の時価と同額を、会計基準変更時差異の適用初年度の期首日において一時の費用として処理することとされていた<sup>18</sup>（退職給付実務指針第 47 項）。

### 退職給付信託に関する問題の指摘

47. 上記の退職給付信託に係る定めが設けられた背景には、退職給付会計基準の設定段階において、制度の積立不足の問題が表面化する中で、基準適用のインパクトを軽減するための政策的な対応として（第 43 項参照）、売買・換金を行うことが事業の遂行上から制約されるような株式（子会社・関連会社株式を含む。）を活用しようとしたものであり、現時点においても、こうした株式を信託設定し損益を計上する（前項参照）ことは、当初の政策的な対応を超えているという指摘がある。

48. また、子会社・関連会社株式や、売買・換金を行うことが事業の遂行上から制約されるような株式はその性格上、これらを一時金、年金の原資である年金資産に加えることは適当ではなく、特に、企業年金制度に対して設定された退職給付信託については、掛金の計算が退職給付信託の有無に関係なく行われることから、いずれは退職給付信託が積立超過となって拠出企業に返還される可能性が高いという点で、年金資産に加えることは不相当であるという見方がある。

さらに、退職給付信託に拠出した株式に係る議決権行使の指示を事業主が留保した場合であっても、当該株式は年金資産に該当するとされているが（退職給付実務指針第 50 項及び第 53 項）、信託の受益者である従業員などの立場から便益が確保されているのかという観点から、見直しが必要ではないかという見方もある。

49. 前項の見方に対しては、第 45 項に挙げた要件によって、退職給付信託を退職給付に充てる意図があることは明らかであり、また、受託者は事業主の指示を拒否できる（退職給付実務指針第 54 項）ことから、議決権行使についても問題はないという見方もある。

50. さらに、こうした異なる見方が生じる原因は、退職給付実務指針では年金資産の要件を定めているものの、退職給付信託については年金資産に該当するかどうかの要件を別途、個別具体的に定めていることなど、年金資産の概念や定義が明確ではない点にあり、国際的な会計基準も参考にしながら、年金資産の概念や定義等について、改めて整理をする必要がある

---

<sup>18</sup> 実務上の信託締結手続を考慮して、適用初年度の 6 か月経過日前に行う退職給付信託への自己の資産の拠出は、適用初年度の期首日に行ったものとみなすことによる（退職給付実務指針第 45 項）。なお、適用初年度の 6 か月経過後に行われた退職給付信託への自己の資産の拠出に際しては、会計基準変更時差異を一時の費用として処理することとはされていないため、退職給付信託設定損益がそのまま計上されることとなる。

のではないかという指摘もある。

### **国際的な会計基準における取扱い**

51. 米国会計基準では、年金資産は、(通常は信託として)企業の資産から分離され、給付に使用が制限されているなどの要件を満たす資産とされており、国際財務報告基準でも、企業から法的に分離され、給付の支払い又は積立てを行うためだけに存在している事業体(又は基金)によって保有されているなどの要件を満たす資産とされている。
52. 我が国で年金資産として認められているような退職給付信託のすべてについて、米国会計基準や国際財務報告基準の下でも年金資産として認められるかどうかについては明確でなく、契約内容によるという意見がある。また、我が国の退職給付信託の設定時点で認識される退職給付信託設定損益がこうした国際的な会計基準の下でも認められるかについては、拋出される有価証券等の認識の中止の観点から、必ずしも明確ではないという意見もある。

### **今後の議論の方向性**

53. 年金資産として会計上認められるべき退職給付信託の範囲については、そもそも見直しの要否について見方が分かれているが、国際的な会計基準の考え方を確認しながら、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、退職給付信託の見直しそのものが必要であるか、引き続き検討することも考えられる。

## **【論点3】貸借対照表で計上する退職給付に係る負債**

54. [論点3-1]では、年金資産と退職給付債務との純額ではなく、これらを総額で貸借対照表において認識するかどうかという論点を、[論点3-2]では、両者の純額とするものの、退職給付債務から年金資産を控除した額(すなわち、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務等を加減しない額)をそのまま貸借対照表で認識するかどうかという論点を取り上げる。

### **【論点3-1】年金資産と退職給付債務の総額表示**

#### **検討事項**

55. 我が国の会計基準と国際的な会計基準のいずれにおいても、退職給付制度に関する退職給付債務と年金資産との純額を退職給付に係る負債(又は資産)として認識しているが、これを改め、退職給付債務と年金資産を総額で認識すべきではないかという考え方がある。

## 我が国の会計基準における取扱い

56. 我が国の会計基準では、一般的に総額主義に基づいた開示が原則とされるものの（企業会計原則第三 1B）、退職給付に係る会計処理に特有の事象として、企業年金制度に基づく退職給付においては、負債の計上にあたって外部に積み立てられた年金資産を差し引くとともに、年金資産の運用により生じると期待される収益を、退職給付費用の計算において差し引くこととされている（退職給付意見書四 1）。これは、年金資産が退職給付の目的のみに使用されることが制度的に担保されていることから、これを収益獲得のために保有する一般の資産と同様に貸借対照表に計上することは問題であり、かえって、財務諸表利用者に誤解を与えかねないなどと考えたためである（退職給付意見書四 4）。
57. また、退職給付に係る負債は、将来の支出に対する引当として、当期の負担に属する額を引当金に繰り入れるものと捉えられていると考えられ、「退職給付引当金」の科目をもって計上することとされている（退職給付会計基準四 1）ことから、財務諸表上、純額で表示されることとなる。

## 国際的な会計基準における取扱い

58. 米国会計基準でも、SFAS 第 87 号及び SFAS 第 158 号において、退職給付債務と年金資産の純額を退職給付に係る負債として認識することとされている。この純額処理は、明確に論じられたり広く理解されていたりするわけではなく、他の会計基準と異なるものであるが、長年の年金会計を形成している慣行であるとされている。
59. 国際財務報告基準でも、IAS 第 19 号において、退職給付債務と年金資産の純額を退職給付に係る負債として認識することとされており、この処理の根拠については、総額表示における複雑性が財務諸表利用者にとっての利点を上回ることなどを挙げている。しかしながら IAS 第 19 号は同時に、こうした純額での認識は、金融商品会計における認識の中止や相殺の処理とは整合しない場合もあるという考えを示している。

## 国際的な会計基準における動向

60. 現在、米国会計基準と国際財務報告基準のいずれにおいても、退職給付制度は連結の対象外とされているが<sup>19</sup>、平成 17 年（2005 年）に米国証券取引委員会（SEC）のスタッフが公表した「オフバランス契約、特別目的事業体及び発行会社によるファイリングの透明性に関する 2002 年サーベンス・オクスリー法のセクション 401(c)に基づく報告及び提言」の中などでは、

---

<sup>19</sup> 米国会計基準では、改訂 FASB 解釈指針書（FIN）第 46 号「変動持分事業体の連結－ARB 第 51 号の解釈」において、国際財務報告基準では、解釈指針委員会（SIC）第 12 号「連結－特別目的事業体」において、退職給付制度を連結の対象外とする旨の定めがある。

例えば、運営企業が当該制度を支配し、これに伴うリスクと経済価値を負っているような場合には、当該制度を連結しない明確な理由はないとし、連結した場合には、年金資産と退職給付債務が総額で認識されるとする考え方が示されている<sup>20</sup>。

61. こうした状況も踏まえて、IASB と FASB は今後共同で行う予定のフェーズにおいては、運営企業が退職給付制度を支配していないという仮定を置いた上で退職給付債務と年金資産を純額で認識するという現行の考え方について、両者が共同で進めている連結プロジェクトの成果も考慮しながら再検討を行う予定であると表明していた<sup>21</sup>。
62. しかしながら、その後、この共同で行う予定のフェーズについては一旦、延期される公算が大きくなっている（第 158 項から第 160 項参照）。

### 今後の議論の方向性

63. 今後、我が国でも退職給付債務と年金資産の総額認識の議論や、退職給付に係る負債を引当金として取り扱うべきかの議論を行うことを妨げるものではないが、国際的な議論と歩調を合わせて検討することが効率的であると考えられる。

### 【論点 3-2】 制度の積立状況の貸借対照表での計上

#### 検討事項

64. 退職給付に係る国際的な会計基準では、貸借対照表で計上する退職給付に係る負債（又は資産）として、退職給付債務から年金資産を控除した額（以下「制度の積立状況」という。）に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務<sup>22</sup>等を加減したものとする従来の取扱いを改め、制度の積立状況を示す金額に変更されたり、あるいは変更することが検討されている（第 67 項から第 71 項参照）。こうした変更は、理解可能性や表現の忠実性の改善につながるものが考えられているため、我が国でもこうした検討を行うべきかが論点となる。
65. 制度の積立状況を退職給付に係る負債（又は資産）として計上するような変更をする場合には、従来未認識であった数理計算上の差異や過去勤務債務等の取扱いについても見直す可能性があるが、この変更については制度の積立状況の貸借対照表上での計上の論点とは切り

---

<sup>20</sup> 欧州財務報告アドバイザー・グループ（EFRAG）と欧州の各国会計基準設定主体のパートナーシップが、IASB の主要プロジェクトに対して影響力を行使することを主要な目的の 1 つとする、欧州での事前の会計活動（PAAinE）として平成 20 年（2008 年）1 月に公表したディスカッション・ペーパー「年金の財務報告」の中でも、同様の考え方が示されている。

<sup>21</sup> 連結プロジェクトは長期 MoU 項目の 1 つであり、この中では改訂 FIN 第 46 号及び SIC 第 12 号を含めた連結に関する会計基準の見直しが検討されている。

<sup>22</sup> 我が国の会計基準での「過去勤務債務」に相当する用語として、国際的な会計基準では一般に「過去勤務費用（prior service cost/past service cost）」を使用しているが、本論点整理では特に断りのない限り「過去勤務債務」と表記する。

離して考えた方が簡明であることから、[論点 4-1] 及び [論点 4-3] で取り扱っている（特に、数理計算上の差異に係る諸論点の関係については、[図表 2] を参照）。

### 我が国の会計基準における取扱い

66. 我が国の会計基準では、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上することとしている（退職給付会計基準二 1）。

### 米国会計基準における取扱い

67. 米国会計基準では、SFAS 第 158 号において、退職給付に係る負債（又は資産）として、制度の積立状況に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務等を加減したものとする従来の取扱いを改め、制度の積立状況を計上することとされている（積立超過の制度の状況と積立不足の制度の状況を合算して純額表示することは認められていない）。
68. FASB はこうした取扱いに変更した理由として、制度の積立状況、すなわち積立不足又は積立超過の状況を退職給付に係る負債又は資産として認識することによって、制度の積立状況を正確に反映させ、貸借対照表において報告する金額の表現の忠実性及び理解可能性を大幅に改善することを挙げている。
69. なお、FASB は制度の積立状況を貸借対照表に計上する変更を行った結果、従来の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務についても貸借対照表のその他の包括利益累積額で認識することとしたが（[設例 1] 3. (1) 参照）、これらに係る退職給付費用の処理については変更を行っていない（第 79 項及び第 96 項参照）。

### 国際財務報告基準における取扱いと IASB の DP で提案されている考え方

70. 国際財務報告基準では、IAS 第 19 号において、退職給付に係る負債（又は資産）は、制度の積立状況に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務等を加減したものとすることとされている<sup>23</sup>。しかしながら、平成 20 年（2008 年）3 月に公表された IASB の DP では、制度の積立状況を貸借対照表に計上する提案がなされている<sup>24</sup>。

---

<sup>23</sup> 国際財務報告基準では、IAS 第 19 号及び国際財務報告解釈指針（IFRIC）第 14 号「給付建資産の制限、最低積立要件及びそれらの相互関係」において、貸借対照表に計上できる退職給付に係る資産（前払年金費用）の上限額を、制度の積立超過額のうち、返還される資産又は将来の掛金の減額によって入手可能な経済的便益の現在価値などの合計額とする定め（アセット・シーリング）を置いている。また、IFRIC 第 14 号は、年金財政上の最低積立要件に基づき、一定の場合に、退職給付に係る負債の追加の計上を求めている。なお、我が国の会計基準や米国会計基準には、このような定めはない。

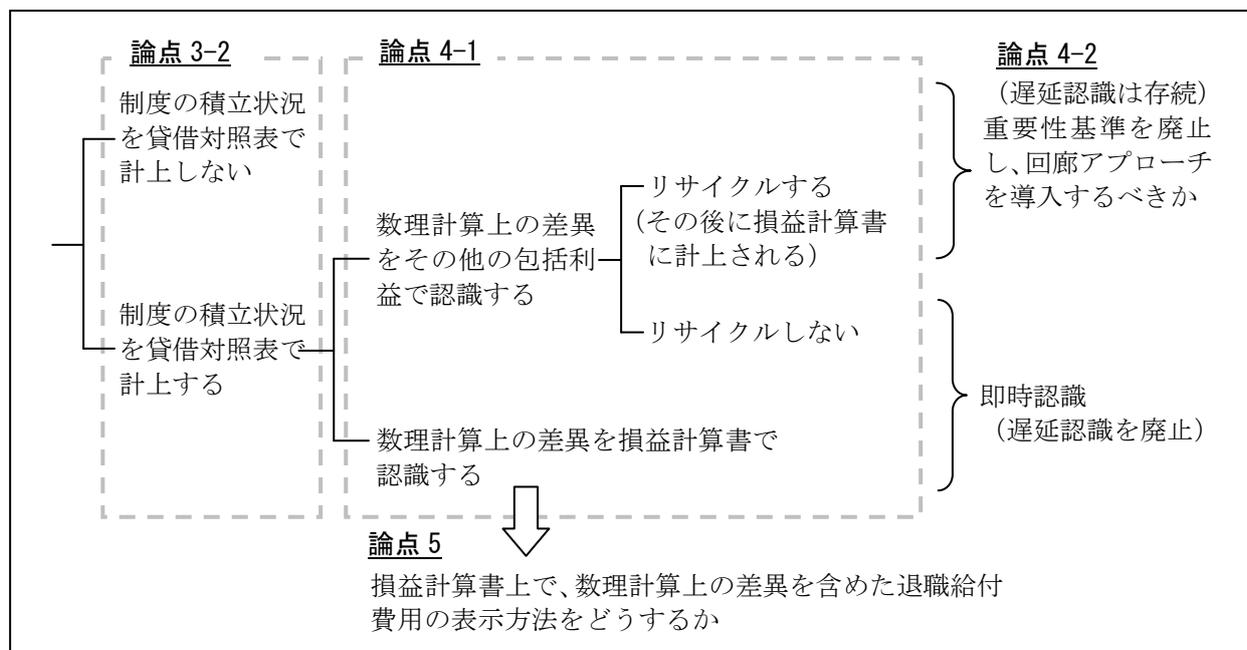
<sup>24</sup> [論点 4-1] で示す、現行の取扱いである IAS 第 19 号第 93D 項の処理（第 80 項参照）は、SFAS 第 158 号の会計処理と同様に制度の積立状況を貸借対照表に計上する定めであるという見方がある。しか

71. IASB の DP は、制度の積立状況を退職給付に係る負債（又は資産）として計上することの理由として、制度が積立超過である場合にのみ資産を認識し、制度が積立不足である場合にのみ負債を認識することで、企業の財政状態を忠実に表現できること、貸借対照表に明瞭で理解しやすい金額が表示されることなどを挙げている。

### 今後の議論の方向性

72. 米国会計基準や IASB の DP の中では、退職給付に係る負債（又は資産）を制度の積立状況とする変更により、理解可能性や表現の忠実性を改善することができる」と説明されている。したがって、このような点を踏まえると、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この論点について取り上げることが考えられる。

[図表 2] 数理計算上の差異に係る論点の関係（論点 3-2、論点 4-1、論点 4-2、論点 5）



### 【論点 4】数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理

73. 現在、IASB では遅延認識の廃止に係る検討がなされていることを踏まえ、[論点 4-1] では遅延認識の廃止までを視野に入れた数理計算上の差異の会計処理の論点を、また、[論点 4-2] では遅延認識が廃止されない場合又は廃止されるまでの間の論点として、数理計算上の差異

しながらこの処理は、数理計算上の差異を発生年度に即時認識（一括償却）する場合の選択肢の一つとされており、また、過去勤務債務には適用されない点で、制度の積立状況の計上とはいえない。

の取扱いに関連する重要性基準と回廊アプローチの論点を取り上げる。

74. さらに、過去勤務債務についても同様に遅延認識の廃止の論点は当てはまるため、これを〔論点 4-3〕で取り上げる。

#### **〔論点 4-1〕 数理計算上の差異の会計処理**

##### **検討事項**

75. 数理計算上の差異の会計処理については、国際的な会計基準においても我が国と同様に遅延認識が行われてきた。制度の積立状況を貸借対照表に退職給付に係る負債として計上することとした SFAS 第 158 号においても、リサイクルの仕組み（第 79 項参照）を通じて遅延認識は継続されている。
76. しかしながら、IASB の DP では、制度の積立状況を貸借対照表に退職給付に係る負債として計上すること（第 70 項参照）と併せて、数理計算上の差異（及び過去勤務債務）の遅延認識の廃止が提案されている。IASB の DP では、遅延認識を廃止する場合の処理として、数理計算上の差異についてリサイクルを伴わずに損益計算書の外で認識する方法も検討されているが、このような方法は現行の国際財務報告基準の一部について見られるものの、我が国や米国会計基準では見られない方法といえる（第 78 項から第 83 項参照）。

##### **我が国の会計基準における取扱い**

77. 我が国では、数理計算上の差異は、原則として、各年度の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分する（定額法。また、発生年度に費用処理する方法も認められている。）こととされており（退職給付会計基準三 2(4)、退職給付実務指針第 27 項）、また、未認識数理計算上の差異残高の一定割合を費用処理する方法（定率法）も認められている（退職給付会計基準注解(注 9)1、退職給付実務指針第 28 項）（〔設例 2〕参照）。

さらに、当年度の発生額を翌年度から費用処理する方法を用いることができるとされている（退職給付会計基準注解(注 9)2）。

##### **国際的な会計基準における取扱い**

78. 国際財務報告基準では、IAS 第 19 号により、数理計算上の差異について次のいずれかの方法で認識することとされている（認識されない部分は未認識項目となる。）。

(1) 前年度末の数理計算上の差異残高の総額のうち、回廊（前年度末における年金資産の 10%と退職給付債務の 10%のいずれか大きい額）を超える額について、平均残存勤務期

間で除した金額を損益計算書で<sup>25</sup>認識する（〔設例 2〕 参照）。

- (2) 継続適用を前提に、(1)よりも早期の規則的な方法により損益計算書で認識する（即時認識を含む。）。
- (3) 回廊の範囲内であっても、(2)の方法により損益計算書で認識する（即時認識を含む。）。
- (4) 発生した数理計算上の差異について、その他の包括利益で即時認識する。

(1)から(3)までのうち、即時認識以外の場合が遅延認識にあたる。

79. 米国会計基準では、制度の積立状況が貸借対照表に計上されるため、従来の未認識数理計算上の差異は貸借対照表で未認識にならない（第 69 項参照）。したがって、SFAS 第 87 号及び SFAS 第 158 号により、次のいずれかの方法によって数理計算上の差異は損益計算書で費用処理されるが、当年度に生じた数理計算上の差異のうち、損益計算書で費用処理されなかった部分については、その他の包括利益を通じて一旦貸借対照表の資本の部のその他の包括利益累積額に計上される。そして、その他の包括利益累積額に計上された部分については翌年度以降に改めて費用処理の対象とされ、損益計算書で費用処理された分についてはその他の包括利益から控除される（リサイクル）。

- (1) 前年度末の数理計算上の差異残高の総額のうち、回廊（前年度末における、年金資産の 10%と退職給付債務の 10%のいずれか大きい額）を超える額について、平均残存勤務期間<sup>26</sup>で除した金額を損益計算書で認識する（〔設例 2〕 参照）。
- (2) 継続適用を前提に、(1)よりも早期の規則的な方法により損益計算書で認識する（即時認識を含む。また、回廊内のものについても認識できる。）。ただし、(1)の方が大きい年度では、(1)の金額を費用処理する。

(1)と(2)のうち、即時認識以外のは遅延認識となる。

80. 国際財務報告基準における第 78 項(4)の取扱い（IAS 第 19 号第 93D 項の処理）と、米国会計基準における取扱い（第 79 項参照）は、一部又は全部の数理計算上の差異がその他の包括利益に計上される点で類似しているともいえる。しかしながら、IAS 第 19 号第 93D 項の処理によれば、数理計算上の差異はその他の包括利益を通じて貸借対照表の利益剰余金に計上され、その後は損益計算書に計上されない（当期純利益と株主資本の連繋関係、すなわちクリーン・サープラス関係が保たれていない）点で米国会計基準とは大きく異なる。したがって、この処理では一度も当期純利益に計上されることなく、利益剰余金に計上される結果となる

<sup>25</sup> 現行の国際財務報告基準及び米国会計基準では包括利益計算書が導入されており、二計算書方式による場合には、損益計算書とは別に当期純利益から始まる包括利益計算書が作成される（米国会計基準では、所有者持分変動計算書による開示も認められる。）が、一計算書方式による場合、損益計算書は作成されずに包括利益計算書に含められることになる。本論点整理においては便宜上、二計算書方式を前提にすることとする。したがって、「その他の包括利益」という場合、特に断りがない限り損益計算書外の、当期純利益から始まる包括利益計算書において認識されることを意味する。

<sup>26</sup> 制度加入者の大半が非現役である場合、非現役加入者の平均余命期間を使用する。

(〔設例 1〕に、それぞれの処理によった場合の例示を付している。)

このような処理は、我が国や米国会計基準の考え方とは異なるものであり、国際財務報告基準においては、この IAS 第 19 号第 93D 項の処理以外には、IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」の再評価モデルにおいて存在する。そして、この再評価モデルの処理を採用する企業はあまり多くないと考えられているのに対して、IAS 第 19 号第 93D 項の処理については、国際財務報告基準を採用する企業において幅広く適用されているという調査結果もある<sup>27</sup>。

### IASB の DP で提案されている処理

81. IASB の DP では、遅延認識の廃止が提案されている。遅延認識を廃止すべきとする理由としては、第 71 項で挙げた、制度の積立状況を退職給付に係る負債として認識することの理由に加え、遅延認識が退職給付に関する重要な情報を財務諸表の本体ではなく注記にとどめていることや、複雑な記録を企業に求める結果、IAS 第 19 号の適用のコストを増加させることなどを挙げており、また、即時認識にすることにより、IASB の概念フレームワークや他の国際財務報告基準と整合するとしている。

82. 遅延認識を廃止した場合の退職給付費用の会計処理、すなわち、勤務費用、利息費用及び期待運用収益並びに当年度に生じた数理計算上の差異及び過去勤務債務の会計処理については、次の 3 つの代替的な方法が示されている (〔図表 3〕参照)。

(1) [アプローチ 1] これらのすべてを、損益計算書で費用として (即時に) 認識する。

この方法には、収益と費用を損益計算書に計上することを求める IASB の概念フレームワークや、将来の期間に影響を及ぼさない会計上の見積りの変更の影響を、発生した年度の損益計算書で認識することを求める IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」と整合するという利点があるとされている。

(2) [アプローチ 2] (当年度の) 勤務費用と、過去勤務債務及び割引率以外の基礎率の変更によって生じた勤務費用の変動とを、損益計算書で費用として (即時に) 認識し、これらを除いたものについてはその他の包括利益で認識する。

この方法は、退職給付に係る費用を勤務に関連する費用と、その支払いを退職金や年金の支払時期まで繰り延べることによって生じる財務費用に分け、勤務に関連する費用

<sup>27</sup> 海外の大手会計事務所の 2 つの調査では、平成 17 年度 (2005 年度) の財務諸表について、IAS 第 19 号第 93D 項のような処理を採用している企業の割合は、それぞれ 27% と 40% とされている (調査結果が異なる理由は、調査対象とした企業の抽出方法が異なるためである。なお、母集団の企業数はそれぞれ 172 社と 65 社である。)

また、両調査とも、英国の会計基準が IAS 第 19 号第 93D 項のような処理を求めていたため、特に英国でこの方法の採用割合が高いことに言及している。両調査の結果から英国企業を除外した場合、割合はそれぞれ 21% と 30% になる。

全般は営業活動に係るものとして損益計算書で認識し、その他の費用は財務費用としてその他の包括利益に計上するという考え方に基づいている。

- (3) [アプローチ 3] 年金資産の公正価値の変動額及び割引率の変更によって生じた数理計算上の差異をその他の包括利益で認識し、これらを除いたものについては損益計算書で費用として（即時に）認識する。

この方法は、資産及び負債の再測定による変動額はマネジメントのコントロール外であるとし、これに関する退職給付費用をその他の包括利益に計上するという考え方に基づいている。この方法はまた、年金資産の価値変動の一部を利息収入として別途認識し、これを退職給付債務から生じる利息費用と相殺するために、当該利息収入を利息費用と同様に損益計算書で認識する。なお、この利息収入の算定方法について IASB の DP は、従来の期待運用収益の算定方法を含めた 3 つの代替的な方法を示している（第 40 項参照）。

83. アプローチ 2 及び 3 の処理では、一部の数理計算上の差異は損益計算書ではなく、その他の包括利益で認識される。IASB の DP の中では、リサイクルの方法を採用しない方針が示されているため、これらの処理は IAS 第 19 号第 93D 項の処理と同様に、クリーン・サープラス関係が保たれていない処理であると考えられる。

[図表 3] 退職給付費用の各構成要素の会計処理（論点 4-1、4-3）及び表示方法（論点 5）の比較

退職給付費用の 各構成要素の処理方法	会計処理						IAS19. 93D の実務で見 られる表示
	①	②	③	④	⑤	⑥	
	日本基準 ・ IAS19	米国 基準	IAS19 (93D)	DP 1 法	DP 2 法	DP 3 法	
勤務費用	P/L	P/L	P/L	P/L	P/L	P/L	営業損益
利息費用	P/L	P/L	P/L	P/L	OCI	P/L	財務損益
期待運用収益（注 1）	P/L	P/L	P/L	—	—	P/L	財務損益
数理計算上の差異							
年金資産の公正価値の変動による	遅延	遅延	OCI	P/L	OCI	OCI	OCI
割引率の変更による	遅延	遅延	OCI	P/L	OCI	OCI	OCI
その他（注 2）	遅延	遅延	OCI	P/L	P/L	P/L	OCI
過去勤務債務	遅延	遅延	遅延	P/L	P/L	P/L	営業損益

(注1) IASB の DP では、期待運用収益を廃止することが検討されているが、アプローチ 3 では、一定の利息収益を認識するとされており、従来の期待運用収益の使用を含めた 3 つの代替的な方法が示されている（第 40 項参照）。ここでは便宜的に、そのうちの 1 つである従来の期待運用収益の考え方に基づく方法で示している。

(注2) 割引率以外の基礎率の変更によって生じた勤務費用の変動（第 82 項(2)参照）。

#### 会計処理欄の説明

①：我が国の会計基準及び IAS 第 19 号（第 93D 項の処理を除く）での会計処理

②：SFAS 第 87 号及び SFAS 第 158 号での会計処理

③：IAS 第 19 号第 93D 項の処理

④～⑥：IASB の DP でのアプローチ 1、2、3 によった場合の会計処理

「IAS19.93D の実務で見られる表示」・・・IAS 第 19 号第 93D 項の処理を採用する企業の開示実務において見られる表示区分（第 103 項参照）

#### **退職給付費用の各構成要素の処理に係る説明**

P / L・・・損益計算書で認識する（遅延認識しない）。

遅延・・・遅延認識した結果として損益計算書で認識する。

**遅延**・・・リサイクルを通じて遅延認識した結果として、損益計算書で認識する。

O C I・・・リサイクルなしで、その他の包括利益（other comprehensive income）で認識する。

#### **今後の議論の方向性**

84. IASB が現在進めている、遅延認識の廃止を含めたフェーズ 1 での検討（第 156 項から第 159 項参照）の方向性は、IASB の DP に寄せられたコメントなども踏まえた審議を重ね、平成 21 年（2009 年）前半を目処に定まることが考えられる。仮に遅延認識を廃止する方向性となった場合には、これに対する我が国での考え方の整理や確認をすることも考えられる。

なお、IASB の DP におけるアプローチ 2 及び 3 に関連した、クリーン・サープラスに係る論点の整理が必要となる場合には、この論点が当委員会でも審議を行っている「財務諸表の表示」プロジェクトの議論に強い関連を持つため、当該プロジェクトの審議を踏まえて検討を行うことが考えられる。

#### **【論点 4-2】重要性基準と回廊アプローチ**

##### **検討事項**

85. 遅延認識の廃止の議論の動向とは別に、現行の国際的な会計基準と我が国の会計基準との間の相違点として重要性基準があるが、これについて国際的なコンバージェンスを図る観点から見直しをする場合には、この論点が上記の IASB の DP の中で扱われている遅延認識（回廊アプローチを含む。）の廃止の論点と密接に関連しているため、これらの整理が必要となる。

##### **重要性基準を廃止すべきとする意見**

86. 我が国の会計基準では、割引率を含めた基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じない場合には計算基礎を変更しない等、計算基礎の決定にあたって合理的な範囲で重要性による判断を認める方法（重要性基準）を定めている（退職給付意見書四 3、退職給付会計基準注解（注 10））。一方で、国際的な会計基準においては、こうした重要性基準は定められていない。

87. 我が国では、平成 10 年 6 月に公表された退職給付会計基準の設定の段階において、数理計算上の差異の取扱いについて、国際的な会計基準で導入されていた回廊アプローチ（退職給

付債務の数値を毎期末時点において厳密に計算し、その結果生じた計算差異に一定の許容範囲（回廊）を設ける方法。第 78 項(1)、(2)及び第 79 項参照）との比較を行った結果、退職給付債務が長期的な見積計算であることを踏まえて、重要性基準が導入されたという経緯がある。このため、年金資産又は退職給付債務のいずれか大きい方の 10%（回廊）を超えるまでは数理計算上の差異を費用処理の対象としない国際的な会計基準での回廊アプローチと同程度に、割引率の設定に関する重要性の判定にあたっては、前年度末に用いた割引率により算定されている退職給付債務と比較して、当年度末の割引率により計算した退職給付債務が 10%以上変動すると推定されない限り、割引率を見直す必要がないとされている（退職給付実務指針第 18 項）。

88. こうした割引率の見直しに係る重要性基準によって、当年度末の割引率に基づいて計算した場合の退職給付債務と比べて 10%の範囲内であるならば、異なる金額での退職給付債務の認識<sup>28</sup>を認めることになり問題があるため、重要性基準を廃止すべきではないかという意見がある。

#### 回廊アプローチの導入の是非に関する意見

89. 前項の意見に対しては、重要性基準が回廊アプローチとの比較で導入されたことを鑑みれば、回廊アプローチの導入を行うことなく重要性基準を廃止することは適当でなく、両者は併せて検討されるべきであるという意見がある。これは、仮に重要性基準を廃止する場合、金利の変動によって割引率の変更が必要となる頻度が高くなり、回廊アプローチを採用している現行の国際的な会計基準の取扱いと比較して我が国の会計基準の取扱いが金利の変動の影響を受けやすくなるのではないかということを経由とする。また、回廊アプローチは重要性基準と異なり、年金資産の価値の変動から生じる数理計算上の差異についても考慮の対象とすることを踏まえると、回廊アプローチを採用することが望ましいという意見もある。
90. 一方で、これに対しては、次の点から我が国に回廊アプローチを導入することに反対する意見がある。

- (1) 回廊アプローチは、回廊の範囲内にある数理計算上の差異を永続的に認識しない処理であるが、このような考え方を採る会計処理は他に存在せず、退職給付会計以外の会計の考え方と整合しない。また、重要性基準を廃止した場合の金利変動や年金資産の価値の変動の影響をある程度緩和することが目的であれば、回廊アプローチを導入しなくて

---

<sup>28</sup> 我が国の会計基準でも国際的な会計基準でも、退職給付債務は財務諸表の注記として開示されていることや、[論点 3-2] で示した制度の積立状況を退職給付に係る負債として貸借対照表に計上する場合があることを考慮すれば、こうした重要性基準の取扱いが、これらの注記事項や負債の計上額の比較可能性を損ねることとなるという指摘がある。

も、現行の我が国の会計基準における、数理計算上の差異を発生年度別に費用処理する方法を、総額で費用処理する方法に変更することで対応できる<sup>29</sup>（〔設例 2〕 参照）。

(2) IASB の DP では、回廊アプローチを含めた遅延認識を廃止する案が示されている（第 81 項参照）。

91. しかしながら、上記の反対意見に対しては、さらに次のような意見がある。

(1) 制度の積立状況を退職給付に係る負債として貸借対照表に計上することを前提とすれば（〔論点 3-2〕 参照）、回廊の範囲内にある数理計算上の差異を永続的に認識しないとしても、少なくとも当該負債の測定額には影響しないため、退職給付会計以外の会計との整合性もある程度確保される（この場合、永続的にその他の包括利益累積額に数理計算上の差異が計上される。）。

(2) IASB の DP で、回廊アプローチを含めた遅延認識を廃止する案が出されているものの、今後の IASB の審議次第では廃止されずに存続することも考えられる<sup>30</sup>。また、仮に短期的になるにせよ上記の影響を緩和できるのであれば、我が国にも回廊アプローチを導入すべきであり、将来的に国際的な会計基準で回廊アプローチを含めた遅延認識が廃止された段階で、我が国でもこれを廃止すべきかどうかを決めればよい。

## 今後の議論の方向性

92. 会計基準の国際的なコンバージェンスを進める観点から重要性基準の廃止の検討を行う場合には、上記のような点を踏まえた十分な議論が必要になると考えられ、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この論点について取り上げることが考えられる。

### 〔論点 4-3〕 過去勤務債務の会計処理

#### 検討事項

93. 過去勤務債務については、我が国の会計基準と国際的な会計基準との間で、費用処理の方法に相違点がみられる。また、IASB の DP の中では、過去勤務債務を損益計算書上で即時認識する方法が提案されている。

#### 我が国の会計基準における取扱い

94. 我が国では、過去勤務債務は、数理計算上の差異と同様の方法で処理する（第 77 項参照、ただし、当年度の発生額を翌年度から費用処理する方法を用いることはできない。）こととさ

<sup>29</sup> なお、重要性基準がない場合でも、一般的な重要性の原則は適用できる。

<sup>30</sup> IASB の DP 中の論点に対する、今後の IASB の審議については、第 156 項及び第 157 項（脚注 48 を含む。）を参照のこと。

れている（退職給付会計基準三 2(4)、同注解(注 9)1 並びに退職給付実務指針第 27 項及び第 28 項。認識されない部分は未認識項目となる。）。また、負の過去勤務債務と正の過去勤務債務とで処理は区別されていない。

### 国際的な会計基準における取扱い

95. 国際財務報告基準では、IAS 第 19 号により、過去勤務債務について、給付の権利が確定するまでの平均期間にわたり、定額法によって費用として認識することとされている（認識されない部分は未認識項目となる。）。ただし、給付の権利が確定している範囲内のものについては、直ちに費用として認識するとされている。また、負の過去勤務債務と正の過去勤務債務とで処理は異なる。
96. 米国会計基準では、過去勤務債務は各従業員の残存勤務期間<sup>31</sup>にわたり均等額が損益計算書で費用処理されるが（定額法）、継続適用を条件に、従業員の平均残存勤務期間で費用処理するなど、より早期に費用処理する方法を採用することも認められている<sup>32</sup>。また、制度の積立状況が貸借対照表に計上されるため、従来の未認識過去勤務債務は貸借対照表で未認識にならない（第 69 項参照）。したがって、SFAS 第 87 号及び SFAS 第 158 号により、費用処理されなかった過去勤務債務はその他の包括利益を通じて一旦、貸借対照表の資本の部のその他の包括利益累積額に計上され、その後費用処理された時点でその他の包括利益から控除されることになる（リサイクル）。また、負の過去勤務債務は、正の過去勤務債務が存在する場合にはまずそれと相殺をし、残額は正の過去勤務債務と同様に処理される。

### IASB の DP で提案されている処理

97. IASB の DP では、制度の積立状況を貸借対照表に計上すること（第 70 項参照）と併せて、給付の権利確定の有無にかかわらず、過去勤務債務についても即時に損益計算書で認識することが提案されている（第 81 項及び第 82 項参照）。IASB の DP は、給付の増額を権利の確定日までの従業員の将来の勤務に帰属させるという国際財務報告基準（IFRS）第 2 号「株式報酬」の処理と同様に、権利が未確定の部分は即時に認識しない方が適切と考えているが、権利が未確定のものを負債として認識するかどうかは退職給付債務の認識の問題（[論点 1-1] 参照）であり、現在の IAS 第 19 号の取扱いが権利未確定のものまで認識していることを踏まえると（第 14 項参照）、こうした提案もやむを得ないとしている。

<sup>31</sup> 制度加入者の大半が非現役である場合、非現役加入者の平均余命期間を使用する。

<sup>32</sup> 例えば、2 名の過去勤務債務を有する従業員の残存勤務期間が 10 年と 20 年間である場合、各従業員の残存勤務期間にわたって費用処理するよりも、従業員の平均残存勤務期間である 15 年で費用処理する方が早期に処理される。

## 今後の議論の方向性

98. 過去勤務債務の損益計算書上での即時認識の論点については、[論点 4-1] と併せて検討を行うことが考えられる。

一方、過去勤務債務を損益計算書上で即時認識しないこと（リサイクルを含む。）を前提とする場合、我が国の会計基準は、権利が未確定であるかどうかを区別しない点<sup>33</sup>や過去勤務債務を費用処理する期間の考え方の点で、現行の国際財務報告基準とは相違点があると考えられる。こうした点を踏まえると、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この相違点を取り上げる必要があるか、引き続き検討することも考えられる。

## 【論点 5】 損益計算書における退職給付費用に係る表示

### 検討事項

99. 我が国の会計基準では、退職給付費用は単一の科目で表示されるが、国際財務報告基準では、単一の科目で表示すべきかどうかについては明示しないとしており、実務上は複数の科目で表示されていることもある。また、IASB の DP における遅延認識を廃止して退職給付費用のすべてを即時に認識するという提案（第 81 項参照）を前提とすれば、退職給付費用の全額を損益計算書の営業損益で表示した場合、市場等の変動により営業損益が大きく増減することが考えられるが、こうした表示は投資家にとっての意思決定に有用な情報を提供しているとはいえないため、退職給付費用の一部について、営業損益ではなく財務損益で表示すべきではないかという意見がある。

### 我が国の会計基準における退職給付費用の表示方法

100. 我が国の会計基準では、勤務費用、利息費用及び期待運用収益並びに過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理額は、原則として、すべて退職給付費用とされ（退職給付会計基準三 1）、単一の科目によってすべてが営業損益に表示される（ここでは、売上原価と販売費及び一般管理費の区別については考慮しない。）。

### 国際的な会計基準における退職給付費用の表示方法

101. 米国会計基準では、退職給付費用の表示方法については特に定めはないが、我が国と同様の扱いであると考えられている。

102. 国際財務報告基準では、IAS 第 19 号において、当年度の勤務費用、利息費用及び期待運用

---

<sup>33</sup> 我が国でこのような取扱いとされている背景には、我が国では受給権のあり方が異なる（第 4 項参照）ことがあるという見方がある。

収益を、収益又は費用の単一の構成要素として表示すべきかどうかについては明示しない、とする定めを置いており<sup>34</sup>、さらに、退職給付費用について、当年度の勤務費用や利息費用等のそれぞれの内訳（構成要素）が含まれる損益計算書の行項目の開示を求める定めを置いている。

こうした定めから、損益計算書上、退職給付費用を全体として 1 つの項目として表示することを求めておらず、複数の項目で表示することを認めているものと考えられる<sup>35</sup>。

103. 実際に、国際財務報告基準に従って財務諸表を作成している企業の開示実務の中では、数理計算上の差異の処理方法として IAS 第 19 号第 93D 項の処理を適用している場合（第 80 項参照）、利息費用や期待運用収益を営業損益に含めず、財務損益として表示している事例が多くみられる（[図表 3] 参照）。こうした処理が採られる理由としては、期待運用収益や利息費用を営業損益に含めれば、営業損益が歪められてしまうことや、また、利息費用や期待運用収益は退職給付を後払いすることに伴う財務活動によって生じたものとみなすことができるという考え方に基づくものと考えられる<sup>36</sup>。
104. さらに、数理計算上の差異の処理方法として IAS 第 19 号第 93D 項の処理方法を選択した場合、発生した年度においてその他の包括利益に計上することが認められるが（第 80 項参照）、この処理による場合、数理計算上の差異はリサイクルされず、損益計算書に計上されないため、営業損益にも表示されないことになる（[設例 1] 4. 参照）。

---

<sup>34</sup> 表示方法とは別に、IAS 第 19 号は退職給付費用の棚卸資産等への原価算入の範囲についても定めており、IAS 第 2 号「棚卸資産」及び IAS 第 16 号「有形固定資産」などの他の国際財務報告基準の定め範囲で、退職給付費用を棚卸資産又は有形固定資産などの取得原価に含めるとしている。IAS 第 19 号は、退職給付費用のどの構成要素がこうした取得原価に含まれるかを明確にはしていないと考えられるが、IAS 第 2 号や IAS 第 16 号では、そうした資産に直接帰属する費用のみが資産化に適格であるとしている。

<sup>35</sup> IASB と FASB は平成 20 年（2008 年）10 月にディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」（以下「財務諸表表示の DP」という。）を公表しており、その中で、貸借対照表（財政状態計算書）及び包括利益計算書（一計算書方式のみが提示されている。）等を「事業」セクションと「財務」セクション等に分けて表示し、事業セクションを「営業」カテゴリーと「投資」カテゴリーに分けて表示することを提案している。

退職給付制度については年金資産と退職給付債務が純額で表示される（第 59 項参照）ことから、当該純額は貸借対照表上の単一のカテゴリーに分類されることになるが、財務諸表表示の DP は、この額は従業員に対する報酬に関連するものであるため、通常は営業カテゴリーに分類することが考えられる、としている。この場合、包括利益計算書上で表示される退職給付費用についても、財務諸表表示の DP が提案する「一体性の目的」に従い、貸借対照表上のカテゴリーと同一のカテゴリーに分類することが求められるため、マネジメント・アプローチでの方針にかかわらず、利息費用や期待運用収益なども、通常は営業カテゴリーに分類されると考えられる。

ただし、財務諸表表示の DP は、当該カテゴリーにおいてその構成要素を複数行に分けて表示することができる、としている。

<sup>36</sup> IAS 第 19 号第 93D 項の処理は、英国の退職給付に関する基準である FRS 第 17 号「退職後給付」の処理を参考にしたと考えられているが、同基準においては利息費用と期待運用収益を財務損益として表示することが求められている。同基準はこの処理の理由として、本文で述べたような点を挙げている。

## IASB の DP で提案されている表示の考え方

105. IASB の DP の中では、数理計算上の差異の遅延認識を廃止した場合の、勤務費用、利息費用及び期待運用収益並びに当年度に生じた数理計算上の差異及び過去勤務債務の会計処理として、3つの代替的な方法が示されている（第 82 項参照）。このうち、アプローチ 2 では、勤務に関連する費用以外は損益計算書で認識されず（第 82 項(2)参照）、営業損益にも計上されない。一方で、アプローチ 1 及びアプローチ 3 では、勤務に関連するもの以外の費用も損益計算書で認識されるが（第 82 項(1)及び(3)参照）、これら費用を構成要素ごとに、特に財務活動に係る構成要素を分けて表示できるとしており、これについては、営業損益とせずに財務損益とすることができるものと考えられる。

## 利息費用や期待運用収益の費用処理額の表示方法

### （財務損益として表示する考え方）

106. 退職給付費用のうち、利息費用や期待運用収益については、退職給付を後払いすることに伴う財務活動によって生じたものとみなすことができることなどから、営業損益に含めず財務損益として表示すべきであるという見方がある。この場合には、それに関連する数理計算上の差異も財務損益とすることとなる。特に、これらの数理計算上の差異が一時の損益として認識される場合には、市場等の変動により営業損益が大きく増減することとなるため営業損益に含めることは適当ではなく、したがって、年金資産に関して生じる運用収益及びその数理計算上の差異（期待運用収益と実際運用収益との差額）や、貨幣の時間価値である利息費用及びその数理計算上の差異（割引率の変更によって生じる退職給付債務の変動）は、財務損益とすることが適当であるという考え方がある。

### （営業損益として表示する考え方）

107. 一方、退職給付会計における利息費用については、割り引かれた資産除去債務についての時の経過による調整額<sup>37</sup>と同様に、実際の資金調達活動による費用とは異なり、財務損益として認識すべきとはいえないという意見がある。この意見を採用した場合には、その数理計算上の差異（割引率の変更によって生じる退職給付債務の変動）についても財務損益とせず、営業損益とすることとなる。

108. さらに、最終的には制度に拠出する金額が企業の負担する労務費であると考えられるならば、利息費用に加えて、期待運用収益についても財務損益ではなく労務費として営業損益に含め

---

<sup>37</sup> 企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」及び米国会計基準である SFAS 第 143 号「資産除去債務に関する会計処理」では、割り引かれた資産除去債務についての時の経過による調整額を営業損益としている。

るべきであるという考え方がある。この場合には、年金資産に関して生じる運用収益及びその数理計算上の差異（期待運用収益と実際運用収益との差額）についても、営業損益となる。少なくとも、これらの数理計算上の差異が遅延認識されている場合においては、数理計算上の差異も含めた利息費用や期待運用収益についても、期間配分される金額として算定されるため、営業損益としても、その損益が大きく増減する弊害は少ないものと考えられる。

## 今後の議論の方向性

109. 現在、国際的な議論の中で退職給付費用の構成要素をどのように表示するかについての検討が進められている最中ではあるものの、我が国においても〔論点 4-1〕で示した数理計算上の差異の処理方法と併せて、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、こうした考え方について整理する必要があるか、引き続き検討することも考えられる。

## 【論点 6】退職給付（給付建制度）に係る開示

### 検討事項

110. 国際的な会計基準では給付建制度に関する幅広い開示が要求されており、それらの中には、我が国の会計基準では開示が要求されない情報、特に実際運用収益など、年金資産に関するものがある。

### 我が国の会計基準における取扱い

111. 我が国の会計基準では、次の事項について注記しなければならないとされている（退職給付会計基準六）。

- (1) 企業の採用する退職給付制度
- (2) 退職給付債務等の内容
  - ① 退職給付債務及びその内訳（退職給付債務、年金資産等）
  - ② 退職給付費用の内訳（勤務費用、利息費用、期待運用収益等）
  - ③ 退職給付債務等の計算基礎（割引率、期待運用収益率、数理計算上の差異の処理年数等）

### 国際的な会計基準における取扱い

112. 国際財務報告基準及び米国会計基準のいずれにおいても、給付建制度については、主に次の情報を開示する必要があるとされている。

- (1) 退職給付債務の期首残高から期末残高への増減項目（勤務費用、利息費用、数理計算上の差異、給付支払額等）

- (2) 年金資産の公正価値<sup>38</sup>の期首残高から期末残高への増減項目（実際運用収益（又は期待運用収益及び数理計算上の差異）、事業主の掛金、制度加入者の掛金、給付支払額等）
- (3) 年金資産の主な分類ごとの金額（公正価値）又は割合
- (4) 期待運用収益率の設定方法に関する記述
- (5) 翌年度に年金制度に拠出される予想金額

113. 我が国の会計基準においては開示が要求されていないが、国際財務報告基準においては、給付建制度について、主に当年度及び過去 4 年度分の次の金額に係る情報を開示する必要があるとされている。

- (1) 退職給付債務の現在価値、年金資産の公正価値及び制度の積立超過又は積立不足
- (2) 退職給付債務及び年金資産について生じる実績との調整

114. 我が国の会計基準においては開示が要求されていないが、米国会計基準においては、給付建制度について、主に次の情報を開示する必要があるとされている。

- (1) 今後5年間の各年度に支給すると予想される給付額及びその後の5年間に支給すると予想される給付の合計額
- (2) 給付建制度の累積給付債務（ABO）
- (3) その他の包括利益及びその他の包括利益累積額に関する開示
- (4) 12 か月以内に返還されると予想される年金資産の金額及び時期

### 国際的な会計基準の動向

115. FASB は、年金資産についての開示項目の見直しを進め、平成 20 年（2008 年）12 月に年金資産についての開示項目の改訂を行っている（第 155 項(3)参照）。また、IASB の DP の中でも、現在進めているフェーズ 1 の後半において、開示について見直す予定とされている。

### 今後の議論の方向性

116. 給付建制度に関する開示項目について、国際的な会計基準と我が国の会計基準と比較をすると、我が国には年金資産及び退職給付債務の当年度のそれぞれの増減の内訳の開示や、翌年度以降の増減の予想に資する情報の開示がないと考えられる。また、年金資産の実際運用収益に関連する情報や年金資産の内訳、期待運用収益に係る定性的な情報などがなく、年金資産の状況に関する情報が少ないとも考えられる。

117. 退職給付に係る国際的な議論の中では、近年、期待運用収益率を恣意的に設定することで、会計操作を行い得るのではないかという懸念が取り上げられており、IASB における期待運用

---

<sup>38</sup> 我が国の会計基準での「公正な評価額」という用語は、国際的な会計基準における「公正価値」に相当するが、本論点整理では特に断りのない限り「公正価値」と表記する。

収益の処理を廃止すべきではないかという議論（第 39 項参照）などにつながっている。こうした動向や、FASB における年金資産に係る開示の拡充の動向（第 155 項(3)参照）を踏まえると、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、特に年金資産の状況に関する開示の拡充の論点について取り上げることが考えられる。

## 【論点 7】 清算と縮小の会計処理と表示

### 検討事項

118. 国際的な会計基準に定めがある、給付建制度の清算と縮小の会計処理については、我が国の会計基準では定めがないものの、退職給付制度の終了において概ね同じ会計処理が求められている。清算と縮小の会計処理については、国際的な会計基準の間でも相違点があるが、これらの中で共通している部分についても、我が国の会計基準では取扱いを異にするものがある。

### 我が国の会計基準における取扱い

119. 我が国の会計基準では、清算と縮小に対応する考え方として、適用指針第 1 号において、退職給付制度の終了が定められている。退職給付制度の終了は、退職給付制度が廃止される場合や退職給付債務が支払等を伴って減少する場合は該当し（適用指針第 1 号第 4 項）、退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等との差額を損益として認識し、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額についても、終了部分に対応する金額について損益として認識することとされている（適用指針第 1 号第 10 項）。また、大量退職については、退職給付制度の一部終了に準じて処理することとされている（適用指針第 1 号第 8 項）。

大規模な経営改善計画の一環として行われる退職給付制度の大幅な減額改訂などに伴う退職給付債務の大幅な減額は、一定の場合には当該大幅な減額を発生年度に損益として認識するなど退職給付制度の終了の処理に類した処理を行うが、これを除いた退職給付債務の減額については、過去勤務債務（第 94 項参照）に該当することとされている（適用指針第 1 号第 32 項）。

### 国際的な会計基準における取扱い

120. 米国会計基準では、SFAS 第 88 号「給付建年金制度の清算と縮小、退職給付の会計処理」（以下「SFAS 第 88 号」という。）において、給付建制度の清算と縮小が定められている。

清算は、(1)取消不能の行為で、(2)事業主（又は制度）を退職給付債務の第一次的責務か

ら解放し、(3)当該債務及び清算に用いられた資産に関連した重要なリスクを取り除くという要件を満たす取引としている。清算の場合、企業はもはや数理計算上のリスクに晒されないことから、未認識数理計算上の差異を損益として認識するが、米国の清算は制度加入者への一時金支払いや外部からの年金契約の購入によってなされることが多く、こうした場合には以前に予想した給付改善による従業員の勤労意欲を増加させるという将来の動機付け効果は残るため、未認識過去勤務債務は損益とせず、遅延認識を継続する。

また、縮小は、(1)現在の従業員の将来の予想勤続年数を大きく減少させる、又は(2)相当数の従業員に関し、将来勤務に係る給付を減額させるような事象とされている。縮小の場合、企業は以前に予想した給付改善による将来の動機付けが失われるため、未認識過去勤務債務は損益とする一方で、企業は依然として数理計算上のリスクに晒されていることから、未認識数理計算上の差異については遅延認識を継続する。

121. 国際財務報告基準では、IAS 第 19 号において、給付建制度の清算と縮小が定められている。

清算は、給付建制度の下での給付に係る将来の法的債務又は推定的債務を取り除く場合に生じるとされている。清算の場合、我が国の退職給付制度の終了とほぼ同様の会計処理が行われる。

また、縮小は、(1)制度の対象となる従業員数を大きく減少させる場合や、(2)現在の従業員による将来勤務に係る給付を減額させるような改訂を行う場合に生じるとされている。縮小の場合にも、我が国の退職給付制度の終了とほぼ同様の会計処理が行われる。

122. 国際財務報告基準と米国会計基準では、清算と縮小の定義は異なるものの、概ね同様の概念であると考えられる。その一方で、米国会計基準では清算の場合は未認識過去勤務債務を損益として認識せず、縮小の場合は未認識数理計算上の差異を損益として認識しないという点で会計処理が異なる。国際財務報告基準は、米国会計基準のような処理方法を検討したものの、こうした方法は理論的であるが実務的には複雑になるとして、採用しないことにした。

### **IASB の DP で提案されている表示（会計処理）の考え方**

123. IASB の DP では、清算と縮小に係る数理計算上の差異の表示（会計処理）について、退職給付費用の処理方法の論点（[論点 4-1] 及び [論点 4-3] 参照）と併せる形で検討がなされており、アプローチ 2 又は 3（第 82 項(2)及び(3)参照）を採用した場合には、清算に係る数理計算上の差異を従前の損益計算書での計上ではなく、その他の包括利益に計上することが提案されている。

### **今後の議論の方向性**

124. 我が国の会計基準における退職給付制度の終了（終了に準じる大量退職を含む。）の範囲は、

国際的な会計基準における清算（縮小を伴うものを含む。）の範囲とそれほど相違はないものと考えられる。

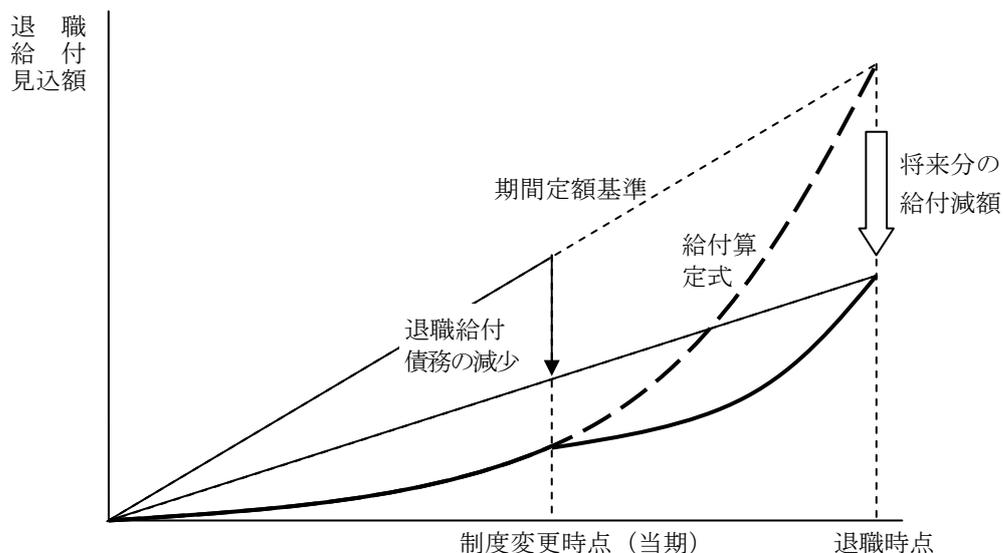
125. しかしながら、我が国の会計基準では、将来勤務に係る部分の減額改訂に起因して発生した退職給付債務の減少部分についても過去勤務債務として取り扱っており（適用指針第1号第12項、第13項及び第34項）、これはこうした部分を縮小として取り扱う国際的な会計基準とは異なっている。

また、我が国で原則的な退職給付見込額の期間帰属の方法とされている期間定額基準を採用する場合（第19項参照）、将来勤務に係る部分を減額改訂したときに、過去勤務に係る部分を改訂していないにもかかわらず、退職給付債務の減少が生じることとなり、さらにこれが過去勤務債務とされる（適用指針第1号第33項）という点が問題であるという指摘もある（〔図表4〕参照）。

126. したがって、こうした点を踏まえると、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、特に〔論点1-2〕に示した退職給付見込額の期間帰属の方法の論点と併せる形で、清算と縮小の会計処理について見直しを行う必要があるか、引き続き検討することも考えられる。

127. なお、清算又は縮小の場合における未認識数理計算上の差異及び過去勤務債務の会計処理については、国際的な会計基準の間でも相違があるが（第122項参照）、これらについては国際的な議論の中でも見直しが予定されていないため、我が国での今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この論点について取り上げる優先順位は高くないものと考えられる。

〔図表4〕 将来勤務に係る部分の減額改訂と期間定額基準の関係



## 【論点 8】 キャッシュ・バランス・プランの会計処理と表示

### 検討事項

128. 我が国でも採用が認められているキャッシュ・バランス・プランは、給付建制度と拠出建制度の特徴を併せ持つといわれており、国際的な議論の中では、従来の計算方法に従って処理をした場合、様々な問題が生じるという指摘がなされている。このため、IASB の DP においては、キャッシュ・バランス・プランを含めた一定の制度（約定）に係る退職給付債務については、従来の計算方法ではなく、公正価値で測定する提案がなされている。

### キャッシュ・バランス・プランの会計処理の問題点

129. キャッシュ・バランス・プランは、拠出付与額とあらかじめ定められた指標等に基づく利率（再評価率）により計算された利息付与額の累積額を給付する制度である。これは、拠出建制度における拠出額に利息付与額を付したものと考えることもできるため、給付建制度と拠出建制度の特徴を併せ持つといわれている。これまで、国際的な退職給付に関する議論では、こうした特徴から、キャッシュ・バランス・プランの会計処理に関して、次のような論点を取り上げられてきた。

- (1) キャッシュ・バランス・プランを給付建制度と拠出建制度のいずれとして会計処理するか<sup>39</sup>。
- (2) 給付建制度として会計処理する場合、退職給付見込額の期間帰属の方法をどのようにするか。

130. 我が国でも、国際的な会計基準においても、キャッシュ・バランス・プランについては原則として給付建制度として会計処理を行うこととされているが<sup>40</sup>、IASB の DP においては、給付建制度として扱う場合には次のような疑問や問題が生じると指摘がなされている。

- (1) 給付算定式が勤務期間の後半に著しく多額の給付を帰属させるか否かを決定する場合に（第 20 項参照）、予想される将来の昇給を考慮すべきか。
- (2) （諸外国には）利息付与額が株価指数等の収益（リターン）に連動する制度があるが、こうした制度について、リターンの最善の見積りを使用してそれが全期間適用されると

<sup>39</sup> 給付建制度として処理する場合でも、退職給付債務の算定に際して退職給付見込額の期間帰属の方法を給付算定式に従うとするときには、割引率と再評価率が同水準であるならば、（特に、年金支給期間の影響を考慮しなければ、）計算された退職給付債務は、拠出付与額及び利息付与額が繰り入れられた個人別仮想残高に近似することが多い。

<sup>40</sup> 国際財務報告基準においては、IASB の DP の中で、IAS 第 19 号の給付建制度の定義を満たすとされている。また、米国会計基準では、発生問題対策委員会（EITF）論点第 03-4 号「『キャッシュ・バランス』年金制度の分類及び給付の帰属方法の決定」（EITF03-4）において、再評価率を固定利率とするものについては、給付建制度として処理することとされているが、再評価率を変動利率とするものについては取り扱っておらず、特有の評価方法をさらに検討する必要があるとされた結果、FASB の（フェーズ 2 よりも後の）今後の課題となっている。

いう前提のもとに退職給付見込額を予測計算した後に、当該退職給付見込額を（株価指数等のリターンの基礎となる資産の変動リスクを織り込まない）安全性の高い債券の利回りを用いて現在価値に割り引くため、株価指数の期待リターンが優良社債の利回りを上回る場合、退職給付債務が過大評価される（逆のケースもある。）。

- (3) 利息付与額が、株価指数等に連動するリターンと、固定されたリターンのいずれか高い額とされている制度の場合などでは、退職給付債務を従来の方法で算定すれば、算定時点におけるいずれか一方の高い額が将来にわたって適用されるという前提に基づいて測定を行うことになるが、この額を他方の金額が上回る可能性によって有する価値について何ら考慮がなされない。

### IASB の DP で提案されている会計処理と表示

131. IASB の DP では、このような問題点に対応するために、従来退職給付会計における「制度」ごとの分類（「給付建制度」及び「拠出建制度」）を改め、これよりも小さな単位である「約定」に基づいて「給付建約定」と「拠出ベース約定<sup>41</sup>」に分類し<sup>42</sup>、キャッシュ・バランス・プランについては拠出ベース約定に含め、給付建約定とは異なる会計処理を行うことを提案している。この提案では、拠出ベース約定に係る退職給付債務を公正価値で測定<sup>43</sup>した上で、当該債務と年金資産の公正価値の変動を、勤務費用とともに損益計算書で即時に認識することになる。この方法によった場合、割引計算にリターンの基礎となる資産の変動リスクのみならず、信用リスクの影響を織り込むなど、従来方法とは大きく異なる処理がなされるものと考えられている。

132. また、IASB の DP では、第 130 項(3)の問題のうち、給付建約定と拠出ベース約定のいずれか高い額を給付するような制度について、これを給付建約定として測定した上で、いずれか高い額を選択する「オプション」を別途認識し、拠出ベース約定と同様の方法で測定するこ

---

<sup>41</sup> 拠出ベース約定とは、積立フェーズ（従業員の勤務期間に相当する）中の給付を次のとおりに表わすことができる退職後給付約定をいうとしている。

(i) 各年度において、権利確定リスク又は人口統計上のリスクの影響以外は当該年度末に既知である、実際の又は名目的拠出金の積立額、及び

(ii) 資産、資産グループ又は指数に連動している実際の又は名目的拠出金からの約定リターン（ただし、約定リターンが含まれなくてもよい。）

<sup>42</sup> 我が国には、退職時の一時金相当額は給付建制度と同様に算定し、年金支給額を算定する際の年金利率を国債の利回り等に連動させる、いわゆる「擬似キャッシュ・バランス・プラン」がある。IASB の DP の提案では、積立フェーズの特徴によって、拠出ベース約定と給付建約定の分類がなされるため、擬似キャッシュ・バランス・プランは給付建約定に分類され、給付建制度と同様の会計処理が適用されることになる。

<sup>43</sup> ただし、給付約定の条件が変化するリスクは織り込まないとされている。IASB の DP は、こうした測定結果が公正価値にあたらぬ可能性があるものの、それは公正価値測定の審議の中で検討されるべきとしている。

とが提案されている。

133. なお、IASB の DP では従来の拠出建制度についても、キャッシュ・バランス・プランと同様、拠出ベース約定に分類し、未払拠出額を公正価値で測定することが提案されている。

### 今後の議論の方向性

134. 我が国のキャッシュ・バランス・プランについては、利息付与額の計算に使用される利率が国債の利回りに連動して決定される制度が多く、現状では株価指数に連動する制度は認められていないため、給付建制度と同様の会計処理を適用しても、第 130 項(2)については大きな問題は生じにくいと考えられる。
135. また、IASB の DP におけるキャッシュ・バランス・プランの検討については、IASB の DP に寄せられたコメントを踏まえた再審議の中で、この検討の継続が非常に困難と判断されれば、一旦、中断することが提案されており（第 160 項参照）、この場合には、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この論点について取り上げる必要性があるとしても、国際的な議論と歩調を合わせて検討することが効率的であると考えられる。
136. ただし、従来どおりに給付建制度と同様の会計処理を適用する場合には、原則として期間定額基準が採用されるが（第 19 項参照）、この場合にキャッシュ・バランス・プランに係る退職給付見込額の算定に将来の昇給等の影響を考慮するか否かといった論点<sup>44</sup>が提起されるという指摘がある。また、この場合、将来の退職給付見込額を見積るために必要となる、職能や成果に基づいた将来の昇給等の合理的な見積りは難しいのではないかという意見もある。このような点を踏まえて、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しの中で、この部分に関する考え方を整理する必要があるか、引き続き検討することも考えられる。

## 【論点 9】複数事業主制度の会計処理と開示

### 検討事項

137. 複数事業主制度の会計処理については、我が国の会計基準は国際財務報告基準と概ね同様

---

<sup>44</sup> 脚注 40 で挙げた、EITF03-4 で取り扱うキャッシュ・バランス・プランについては、（将来の昇給に基づかない）非給与関連の制度であるとして、予測単位積増方式ではなく、伝統的な単位積増方式を適用することとされている。この場合、当該債務は将来の昇給等を考慮しないため、いわゆる累積給付債務（ABO）によることになる（SFAS 第 87 号による場合、非給与関連の制度では、予測給付債務（PBO）と累積給付債務は同一になる。予測給付債務と累積給付債務については、脚注 7 参照。）なお、我が国の会計基準におけるポイント基準でキャッシュ・バランス・プランを算定する場合には、基本的には将来の昇給を見積る必要はなく、予測給付債務と累積給付債務は同一となるが、期間定額基準による場合にはこれを見積る必要があり、予測給付債務と累積給付債務は同一にならないと考えられている。

の取扱いとなっていると考えられるが、親会社に子会社、関連会社を加えた企業年金制度では、相違する部分があるという指摘がある。

### 我が国の会計基準における取扱い

138. 我が国の会計基準では、複数事業主制度について、複数の事業主が共同して一つの企業年金制度を設立する場合としている（退職給付実務指針第 32 項）。複数事業主制度を有する場合には、自社の負担に属する年金資産等を、退職給付債務の比率等の合理的な基準により計算することとされ、年金資産の額を合理的に計算できないときには、当該制度への要拠出額を退職給付費用として処理し、原則として、制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明を注記することが求められている（退職給付会計基準五、同注解(注 12)及び企業会計基準第 14 号第 2 項）。
139. また、親会社に子会社、関連会社を加えた企業年金制度のうち、実態は事業主（親会社）の 1 つの企業年金制度であるにもかかわらず、形式上複数事業主制度となっているものもあり、複数事業主間において類似した退職給付制度を有しているなどの場合、単独事業主との整合性を考慮して、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できる制度とみなすとされており（日本公認会計士協会「退職給付会計に関する Q&A」Q17 の A）、子会社等の個別財務諸表上でも、当該年金制度に係る退職給付債務に基づく負債が計上されることになる。

### 国際的な会計基準における取扱い

140. 国際財務報告基準では、IAS 第 19 号において、複数事業主制度を拠出建制度又は給付建制度のうち、(1) 共通支配下でない複数の企業が拠出した資産をプールし、かつ、(2) 当該資産を複数の企業の従業員に給付するために使用し、掛金及び給付水準は個々の企業を識別することなく決定されるものとしている。給付建制度である複数事業主制度を有する企業は原則として、当該制度に係る退職給付債務、年金資産及び退職給付費用について比例持分を他の給付建制度と同様に会計処理しなければならないとされている。

ただし、こうした会計処理を行うための十分な情報が入手できない場合には、拠出建制度のように会計処理をし、(1) 当該制度が給付建制度である旨、(2) 十分な情報を入手できない理由及び(3) 制度の積立状況に関する情報等について、追加的な開示を行う必要があるとされている。

141. 米国会計基準では、SFAS 第 87 号において、複数事業主制度を 2 つ以上の互いに関連していない事業主が労働協約等に基づき拠出する制度であるとし、ある事業主が拠出した資産は、個々の事業主の制度ごとに区分されておらず、他の事業主の従業員の年金給付に使用され得るという特徴を有するとしている。複数事業主制度を有する企業は、必要な拠出額を退職給

付費用として認識するとされている。この場合、当年度に認識された退職給付費用の金額等について、追加的な開示を行う必要があるとされている。

142. また、国際財務報告基準と米国会計基準のいずれにおいても、共通支配下の複数の企業によって維持される制度を複数事業主制度の範囲から除外しているが、制度の運営企業以外の子会社等の個別財務諸表上では、いずれの基準においても結果的には複数事業主制度と概ね同様の会計処理が求められている<sup>45</sup>。

### 国際的な会計基準の動向

143. 国際的な議論の中では、米国会計基準では給付建制度である複数事業主制度に係る負債が計上されず開示もされていない点について、FASB がフェーズ 2 で開示の見直しを検討している（第 155 項(2)参照）。また、IASB は今後行うフェーズ 2 の検討の中で、給付建制度である複数事業主制度が単一事業主の給付建制度と同じように会計処理されない場合がある点について、これを論点として取り上げる方針であったが（第 158 項(4)参照）、このフェーズは一旦、延期される公算が大きくなっている（第 158 項から第 160 項参照）。

### 今後の議論の方向性

144. 我が国の複数事業主制度に係る連結財務諸表上の会計処理及び開示は、国際財務報告基準の取扱いと概ね同様と考えられるが、親会社に子会社、関連会社を加えた企業年金制度については、制度の運営企業以外の子会社等のそれぞれの個別財務諸表上の取扱いで相違する場合もあると考えられる（第 139 項、第 140 項ただし書き及び第 142 項参照）。したがって、このような点を踏まえると、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しについての検討の中で、この論点を取り上げる必要があるか、引き続き検討することも考えられる。

## 【論点 10】 その他の退職後給付

### 検討事項

145. 我が国には、退職給付に関する会計基準等以外にはその他の退職後給付を取り扱う会計基準は特にはないが、国際的な会計基準においては医療給付など、その他の退職後給付を幅広く取り扱う基準が存在する。

---

<sup>45</sup> 国際的な会計基準（IAS 第 19 号及び SFAS 第 87 号）には、複数事業主制度（multi-employer plans）に類似した概念として、集団管理制度又は共同事業主制度（multiple-employer plans）があるが、これらは単一事業主制度の集合体にすぎないと整理されている。

## 国際的な会計基準における取扱い

146. 国際財務報告基準では、IAS 第 19 号の中で、従業員に対する給付に関する会計処理について、(1)短期従業員給付、(2)退職後の給付、(3)その他の長期従業員給付、(4)解雇給付に分けてそれぞれ定めており、このうち、(2)には我が国でいう退職給付のほかに、企業が直接負担する退職後の医療給付などを含めている<sup>46</sup>。
147. 米国会計基準でも、退職給付に関する会計基準である SFAS 第 87 号、SFAS 第 88 号及び SFAS 第 158 号等の他に、退職後の健康管理費用の給付などの会計処理を定めた SFAS 第 106 号「年金以外の退職後給付に関する事業主の会計」、前従業員又は休職従業員への定年退職前の給付（給与支払いの継続や失業給付の補填など）の会計処理を定めた SFAS 第 112 号「雇用後給付に関する事業主の会計」がある。
148. 国際財務報告基準と米国会計基準のいずれにおいても、給付までに長期の期間を有するものについては、退職給付と同様にこれに係る負債を数理計算に基づいて現在価値で測定する場合があるなど、両者には共通点が多いものと考えられる。

## 今後の議論の方向性

149. 国際的な会計基準で取り扱われている従業員に対するその他の給付の中には、退職後の医療給付又は健康管理費用の負担や、一時的解雇に対する支給に関する制度など、我が国の企業ではあまり採用されていないと考えられるものも多い。したがって、退職給付に関する会計基準の中で検討対象となる制度はあまりないのではないかという意見がある一方で、国際的なコンバージェンスの観点からは、そのような制度の会計処理についても、併せて整理すべきではないかという意見もある。

こうした異なる意見があることを踏まえ、今後の退職給付に関する会計基準等の見直しについての検討の中で、整理そのものが必要であるか、引き続き検討することも考えられる。

---

<sup>46</sup> (1)には賃金、給料のほか、賞与や1年以内の有給休暇などが、(3)には1年を超える有給休暇のほか、長期勤続休暇や長期勤続に対する給付などが含まれている。なお、平成20年10月に設立された当委員会の引当金専門委員会では、引当金の会計処理についての会計基準を開発していくこととされており、この審議の中で、有給休暇引当金やその他の一部の長期従業員給付（長期勤続休暇や長期勤続に対する給付に対する制度など）を含めた幅広い引当金の検討が行われることが考えられる。

## (参考) 退職給付に係る国際的な会計基準の動向

### IASB と FASB のプロジェクトの開始と平成 18 年 (2006 年) の覚書 (MoU)

150. 退職給付に関する主な国際的な会計基準としては、IASB が公表する国際財務報告基準では IAS 第 19 号が、米国会計基準では、FASB が公表している SFAS 第 87 号、SFAS 第 88 号、改訂 SFAS 第 132 号「年金及び他の退職後給付に関する事業主の開示」(以下「改訂 SFAS 第 132 号」という。)及び SFAS 第 158 号が挙げられる。
151. IASB 及び FASB は、これらの退職給付に関する会計基準における現行の取扱いには問題があると認識しており、現在、これら会計基準の見直しに着手している。すなわち、IASB と FASB は平成 16 年 (2004 年) 4 月に、国際的にコンバースされた会計基準を共同で開発することに合意した後、平成 18 年 (2006 年) 2 月に公表した覚書 (MoU) の中で、退職給付に係る会計を短期コンバージェンス項目以外のコンバージェンス項目<sup>47</sup>の 1 つとした。FASB は平成 17 年 (2005 年) 11 月に、IASB は平成 18 年 (2006 年) 7 月に、退職給付に関するプロジェクトを立ち上げたが、スタッフなどの資源の制約から当面はそれぞれ独立してプロジェクトを進めることとし、プロジェクトの作業が進捗するに従い、コンバージェンスの機会を判断することとしている。

### MoU 公表後の FASB のプロジェクトの動向

152. FASB のプロジェクトはフェーズごとに区切られており、フェーズ 1 は SFAS 第 158 号 (平成 18 年 (2006 年) 9 月公表) 及び FASB スタッフ意見書 (FSP) 第 FAS158-1 号「SFAS 第 87 号、第 88 号及び第 106 号における設例並びに関連するスタッフの実務上の指針の改訂」(平成 19 年 (2007 年) 2 月公表) を公表することで完了し、平成 19 年 (2007 年) 8 月からは、次のステップであるフェーズ 2 に移行している。
153. FASB におけるフェーズ 1 の成果である SFAS 第 158 号では、SFAS 第 87 号等の一部を改正し、退職給付債務から年金資産の額を控除した額 (制度の積立状況) を退職給付に係る負債 (又は資産) として貸借対照表上に計上し、費用処理されていない数理計算上の差異及び過去勤務債務については、税引後の金額でその他の包括利益を通じてその他の包括利益累積額に計上することとされている (第 79 項及び第 96 項参照)。これは、SFAS 第 87 号等での従前の退職給付に係る会計処理に対する次のような批判の一部に対応したものとされている。
- (1) 企業は、年金資産と退職給付債務の変動を、それらが生じたときに認識する必要がない。
  - (2) 制度の積立状況から退職給付に係る負債までの調整額等、退職制度についての重要な情報を、財務諸表の (本体ではなく) 注記に委ねている。

<sup>47</sup> 退職給付以外には、企業結合、金融商品、財務諸表の表示、無形資産、リース、資本と負債の区分、収益認識、連結、認識の中止、公正価値測定がある。

(3) 退職給付費用の純額での報告が、その各構成要素の影響の理解を困難にしている。

154. また、SFAS 第 87 号等での従前の退職給付に係る会計処理に対する批判としては、これらのほかにも米国証券取引委員会（SEC）のスタッフによる報告書（「オフバランス契約、特別目的事業体及び発行会社によるファイリングの透明性に関する 2002 年のサーベンス・オクスリー法のセクション 401(c)に基づく報告及び提言」）の中で、退職給付制度の連結（[論点 3-1] 参照）、数理計算上の差異の遅延認識の処理（[論点 4-1] 参照）、年金資産の評価及び関連する損益の認識（[論点 2-1] 参照）などが問題点として指摘されている。

155. 現在検討中の FASB のフェーズ 2 では、フェーズ 1 で解決されなかった従前の会計処理の問題点への対応を含め、主に次のような事項を検討する予定とされている。

(1) 退職給付費用の表示（退職給付費用の構成要素を分解するか否か、それぞれの構成要素を包括利益でいかに表示するか）

(2) 複数事業主制度に関連した開示

(3) 制度における投資に固有のリスク（例えば、デリバティブの利用）についての開示

(3)に関しては、平成 20 年（2008 年）12 月に FSP 第 FAS132(R)-1 号「退職後給付制度資産についての事業主の開示」が公表されており、改訂 SFAS 第 132 号を再改訂し、開示する年金資産の分類（第 112 項(3)参照）について、その数の増加や、全体に占める割合による開示から金額（公正価値）による開示への変更、年金資産の公正価値の測定の評価技法及びインプットに関する開示項目の追加、SFAS 第 157 号「公正価値による測定」と整合的な、観察不能なインプットを主に使用した公正価値測定（レベル 3）についての開示項目の追加などが行われている。

## MoU 公表後の IASB のプロジェクトの動向

156. 一方、IASB のプロジェクトも、FASB と同様にフェーズごとに区切られている。現在、IAS 第 19 号を改訂することを目的としたフェーズ 1 の審議が進められており、平成 20 年（2008 年）3 月に IASB の DP が公表されている。IASB は、IASB の DP に寄せられたコメントも踏まえ<sup>48</sup>、平成 21 年（2009 年）後半に公開草案を公表し、平成 22 年（2011 年）中には最終基準を公表する予定としている<sup>49</sup>。

<sup>48</sup> IASB は、平成 20 年（2008 年）9 月に IASB の DP に対するコメントの受付を締め切り、11 月より当該コメントを踏まえたフェーズ 1 の再審議を開始している。IASB の同年 11 月の会議では、寄せられたコメントの概要に関する分析結果が示されており、この中では、第 159 項に示したフェーズ 2 における IAS 第 19 号の包括的な見直しが必要であるという意見や、退職給付費用を即時認識するという予備的見解（第 81 項、第 82 項及び第 157 項(1)参照）に対して、従来 of IAS 第 19 号の費用処理方法の継続や、米国の SFAS 第 158 号の費用処理方法と同様の方法を検討すべきという意見も幅広く寄せられていることが示されている。

<sup>49</sup> IASB が平成 20 年（2008 年）10 月に公表した計画表による。本論点整理の公表直前に IASB が公表し

157. この IASB の DP は、主に次の論点を扱っている。

- (1) 給付建制度の年金資産と退職給付債務の変動についての遅延認識の廃止  
数理計算上の差異についての遅延認識の廃止（〔論点 4-1〕 参照）、期待運用収益の廃止（〔論点 2-1〕 参照）、権利未確定の過去勤務債務の即時認識（〔論点 4-3〕 参照）という予備的見解が示されている。
- (2) 給付建制度に関する退職給付費用の表示方法  
退職給付費用の構成要素を、損益計算書とその他の包括利益にどのように表示するかという 3 つの代替的な方法が示されているが（〔論点 4-1〕 参照）、予備的見解は示されていない。また、給付建制度の清算と縮小に係る数理計算上の差異の表示についての予備的見解が示されている（【論点 7】 参照）。
- (3) 退職給付の新たな分類方法（「制度」による分類から「約定」による分類への変更）と、新たに設けられる「拠出ベース約定」の会計処理  
拠出ベース約定とされたものに係る退職給付債務について、（給付約定の条件が変化しないと仮定して）公正価値で測定することなどの予備的見解が示されている（【論点 8】 参照）。
- (4) 「いずれか高い額の」オプションを有する給付約定の会計処理  
主たる約定以外に「いずれか高い額の」オプションを別途認識し、拠出ベース約定と同様の方法で測定する予備的見解が示されている（【論点 8】 参照）。

158. IASB では、現行の会計基準である IAS 第 19 号には IASB の DP で取り上げた上記の論点のほかに、次のような論点が残っていると考えている。

- (1) 給付算定式に基づく退職給付債務の認識  
IAS 第 19 号は、企業が認識する退職給付債務は給付算定式に応じて算定されるとしている。これは、権利が未確定の給付を企業が負債として認識することを意味するが、他の国際財務報告基準による負債の認識と整合していない（〔論点 1-1〕 参照）。
- (2) 退職給付債務の測定  
予測給付（昇給を含む。）に基づいて退職給付債務を測定するなど、IAS 第 19 号の測定モデルは、他の国際財務報告基準の測定モデルとは大幅に異なる（〔論点 1-1〕 参照）。
- (3) 年金資産と退職給付債務の連結ではなく、これらの純額での表示  
IAS 第 19 号は、運営企業が基金を支配していないことを仮定して、積立不足又は積立

---

た、IASB の平成 21 年（2009 年）1 月の会議の資料の中では、フェーズ 1 を (1) 認識及び表示、(2) 拠出ベース約定の取扱い、(3) 開示及びその他の論点の 3 つのパートに分割し、(1) に関する公開草案については時期を早め、平成 21 年（2009 年）第 1 四半期（暦年）に公表するというスタッフからの提案が示されており、IASB での今後の審議によっては、こうした時期の変更がなされることも考えられる。

超過の金額を純額で認識することを企業に求めている（〔論点 3-1〕 参照）。

(4) 複数事業主制度

複数事業主の給付建制度に関し、IAS 第 19 号は、退職給付債務、年金資産及び制度関連費用の比例持分を、単一事業主の給付建制度と同じように会計処理するよう企業に求めているが、一定の場合には拠出建制度のように会計処理することを認める結果、退職給付に係る負債の持分が認識されないことがある（【論点 9】 参照）。

159. しかしながら、IASB は限られた時間の中で特定の論点を検討するという方針を採り、プロジェクトの範囲を限定するため、前項の問題点はフェーズ 1 では取り扱わず、次のフェーズで取り扱うこととした。なお、IASB と FASB は、IASB の DP が公表された平成 20 年（2008 年）3 月の時点では、それぞれ現在検討中のフェーズ 1 及びフェーズ 2 で取り上げられなかった退職給付会計に関する論点を、これらが終了した後、覚書（MoU）に従って共同で検討をする方針を採っていた。

**平成 20 年（2008 年）9 月の IASB と FASB の覚書（MoU）の見直し**

160. その後、平成 20 年（2008 年）4 月に開催された共同会議において、IASB と FASB がそれぞれ現在検討中のフェーズ 1 及びフェーズ 2 が終了した後に共同で行う予定であったフェーズ（IASB のフェーズ 2 と FASB のフェーズ 3（便宜上の呼称））を延期し、現在検討中の各フェーズの完了後に、これを再開するかどうかについて改めて検討することが提案された。また、IASB の DP が提案している拠出ベース約定（キャッシュ・バランス・プラン）の会計処理（第 157 項(3)参照）についても、将来的にこの検討が非常に困難と判断されることがあれば、中断することが提案された。IASB と FASB は平成 20 年（2008 年）9 月に、これらの提案を踏まえた見直し後の覚書（MoU）を公表している。

〔図表 5〕 IASB と FASB のプロジェクトの動向の要約

IASB	FASB	摘 要
—	フェーズ 1 (平成 17 年 (2005 年) 11 月に開始し、完了した。)	FASB のフェーズ 1 では、SFAS 第 158 号等を公表した（第 152 項から第 153 項参照）。
フェーズ 1 (平成 18 年 (2006 年) 7 月に開始し、現在も検討中。)	フェーズ 2 (平成 19 年 (2007 年) 8 月に開始し、現在も検討中。)	IASB のフェーズ 1 では、遅延認識の廃止等を検討しており、平成 23 年（2011 年）までに最終基準を公表する予定である（第 156 項から第 157 項参照）。 FASB のフェーズ 2 では、退職給付費用の表示などが検討されている（第 155 項参照）。
フェーズ 2 共同プロジェクト（未着手）	フェーズ 3	退職給付債務の認識・測定方法の見直し等の論点が考えられるが、一旦、延期される公算が大きい（第 158 項から第 160 項参照）。

## 設 例

以下の設例は、本論点整理で示された内容についての理解に資するため、参考として示されたものであり、記載内容は各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

### 〔設例 1〕 数理計算上の差異に係る会計処理の比較（我が国の会計基準、米国会計基準、IAS 第 19 号第 93D 項）

#### 1. 前提条件

- (1) X1 年度に、数理計算上の差異が 200 発生した。
- (2) 平均残存勤務期間は 2 年であり、我が国の会計基準及び米国会計基準に基づく会計処理では発生年度から平均残存勤務期間にわたり、定額法で費用処理するものとする（米国会計基準に基づく会計処理では、回廊については考慮しない。）。
- (3) 税金費用は考慮しない。
- (4) 仕訳と包括利益計算書（ここでは、一計算書方式<sup>50</sup>の場合で示す。我が国の会計基準での会計処理については損益計算書で示す。）及び所有者持分変動計算書（株主資本等変動計算書）で処理を示す。

#### 2. 我が国の会計基準に基づく会計処理（第 77 項参照）

##### (1) X1 年度

(借) 退職給付費用	100	(貸) 退職給付引当金	100
------------	-----	-------------	-----

損益計算書	株主資本等変動計算書	期首	当期変動	期末
退職給付費用				
100				
当期純利益	利益剰余金	-	▲100	▲100
▲100				

遅延認識される結果、退職給付費用及び退職給付引当金は、当年度に生じた数理計算上の差異 200 のうち、費用処理分である 100 だけ認識される。

##### (2) X2 年度

(借) 退職給付費用	100	(貸) 退職給付引当金	100
------------	-----	-------------	-----

損益計算書	株主資本等変動計算書	期首	当期変動	期末
退職給付費用				
100				
当期純利益	利益剰余金	▲100	▲100	▲200
▲100				

<sup>50</sup> 脚注 25 参照。

3. 米国会計基準に基づく会計処理（第79項(1)参照）

(1) X1年度

(借) 退職給付費用	100	(貸) 退職給付引当金	200
その他の包括利益	100		

包括利益計算書	所有者持分変動計算書	期首	当期変動	期末
退職給付費用 <u>100</u>	利益剰余金 その他の包括利益累積額	— —	▲100 ▲100	▲100 ▲100
当期純利益 ▲100				
その他の包括利益 ▲100				
包括利益 <u>▲200</u>				

退職給付費用は、我が国の会計基準と同様に遅延認識される結果、当年度に生じた数理計算上の差異200のうち、費用処理分である100だけが当期純利益に認識されるが、制度の積立状況200を貸借対照表に認識する結果として、数理計算上の差異のうち費用処理されていない部分はその他の包括利益を通じてその他の包括利益累積額に計上される。

なお、その他の包括利益には数理計算上の差異のほか、為替換算調整額、売却可能投資の未実現損益などが含まれ、その他の包括利益累積額は、我が国の評価・換算差額に概ね対応するものである。

(2) X2年度

(借) 退職給付費用	100	(貸) その他の包括利益	100
------------	-----	--------------	-----

包括利益計算書	所有者持分変動計算書	期首	当期変動	期末
退職給付費用 <u>100</u>	利益剰余金 その他の包括利益累積額	▲100 ▲100	▲100 100	▲200 —
当期純利益 ▲100				
その他の包括利益 100				
包括利益 <u>0</u>				

その他の包括利益累積額に計上されていた数理計算上の差異は退職給付費用として認識された時点で、当期純利益に含めて表示されると同時に、その他の包括利益から控除される（リサイクル）。

4. IAS第19号第93D項の処理（第80項参照）

(1) X1年度

(借) その他の包括利益	200	(貸) 退職給付引当金	200
--------------	-----	-------------	-----

包括利益計算書	所有者持分変動計算書	期首	当期変動	期末
退職給付費用 <u>—</u>	利益剰余金 その他の包括利益累積額	— —	▲200 —	▲200 —
当期純利益 —				
その他の包括利益 ▲200				
包括利益 <u>▲200</u>				

この処理では、数理計算上の差異は退職給付費用として認識されることなく（当期純利益に計上されることなく）、利益剰余金に計上される。その後リサイクルもされない。

**〔設例 2〕 我が国の会計基準における数理計算上の差異の費用処理の方法と、回廊アプローチ等との比較（例示）**

1. 前提条件

我が国の会計基準における定額法と定率法（第 77 項参照）、回廊アプローチ（第 78 項(1)及び第 79 項(1)参照）及び第 90 項(1)また書きの費用処理の方法の 4 つを比較例示する。

- (1) 当年度（X1 年度）に 640 の数理計算上の差異が生じたものとする。その他の年度に生じた数理計算上の差異は考慮しない。平均残存勤務期間は 4 年であり、当年度から費用処理する。
- (2) 回廊アプローチによる方法では、回廊を超過する部分を費用処理するものとする。なお、回廊は 240 で不変であるとする。

2. それぞれの方法による数理計算上の差異の費用処理額及び未処理残高

		X1 年度	X2 年度	X3 年度	X4 年度	…
我が国の会計基準における定額法	費用処理額	160	(*1) 160	160	160	—
	未処理残高	480	320	160	0	—
我が国の会計基準における定率法	費用処理額	280	(*2) 158	88	50	…
	未処理残高	360	202	114	64	…
回廊アプローチによる方法	費用処理額	100	(*3) 75	56	42	…
	未処理残高	540	465	409	367	…
第 90 項(1)また書きの方法	費用処理額	160	(*4) 120	90	68	…
	未処理残高	480	360	270	202	…

(\*1) 当初発生額 640 ÷ 4 年の定額法

(\*2) 前年度末残高 360 × 0.438（発生額の 90% が費用処理される、4 年の定率）の定率法

(\*3) 回廊超過分（前年度末残高 540 - 回廊 240） ÷ 4 年

(\*4) 前年度末残高 480 ÷ 4 年

3. 回廊アプローチ及び第 90 項(1)また書きの費用処理方法の特徴

回廊アプローチ及び第 90 項(1)また書きの費用処理の方法は、数理計算上の差異を発生年度別に費用処理しない点で、我が国の会計基準における定率法に類似しているが、定率法よりも費用処理の期間が長くなり、純利益に与える影響が小さくなっている。

なお、この 2 つの方法は、発生年度別の費用処理額同士で相殺するにすぎない我が国の会計基準における定額法と比べ、数理計算上の差異の残高全体で相殺することになることから、費用処理額の変動性を緩和する効果がある。

以 上